

28港総総第2925号

平成29年2月1日

港区議会みなと政策会議

七戸	淳	様
阿部	浩子	様
なかまえ	由紀	様
杉浦	のりお	様
清家	あい	様
横尾	俊成	様
兵藤	ゆうこ	様
山野井	つよし	様
榎本	あゆみ	様

港区長 武井雅昭

平成29年度予算編成に対する提案書について（回答）

平成28年10月12日付け平成29年度予算編成に対する提案書について、別紙のとおり回答します。

一 子育て支援について

①待機児童解消に向けた乳幼児教育・保育のあり方について

1) 0～2歳児はベビーシッターと小規模保育園、3歳以上は園庭のある「こども園」に

東京一極集中による子育て層の急増と、共働き世帯の急増による保育需要率の急増が今後10年は続くとみられる港区で、すでに保育園定員の拡大が、物件の不足などにより頭打ちとなっています。毎年、待機児童のほとんどは0歳児、1歳児に集中することからも、読み切れない需要に柔軟に対応するためには、「ベビーシッター補助」が必要です。

また、これまで、私立認可保育園の誘致により待機児童解消をはかってきましたが、園庭のない狭いオフィスビルの部屋に、0歳児から5歳児と一緒に過ごし、夏場のプール遊びの場すら確保するのが困難な保育環境については、さまざまな批判が寄せられています。0歳児から2歳児までは、園庭のない私立認可保育園施設や認証保育所、小規模保育、足りない分はベビーシッターを受け皿とし、3歳以上になったら、園庭のある区立幼稚園と保育園を「こども園」化して、母親の就労の有無に関わらず全員が適正な「集団保育」と「乳幼児教育」環境を得られるよう、保育園、幼稚園ともに足りない3歳児の枠の拡大、ともに余る4,5歳児枠の改善、など、保育園、幼稚園をあわせて全体の整理を行うべきだと考えます。

出生数の増加等により乳児の保育需要の増加が続く中、保育園の0から2歳の定員が不足している状況であり、ベビーシッターによる保育に対する支援の区民要望もあることから、平成29年度から居宅訪問型保育事業の対象者を0歳児から2歳児までの待機児童に拡大し、保育需要に対応します。

保育園の認定こども園への転換については、施設・設備の制約などにより子どもを受け入れられる人数に限りがあることから、新たな1号認定を設定するには既存の保育定員を削減する必要があり、待機児対策に必要な定員を確保することができなくなるため、困難です。

幼稚園の3歳児からの認定こども園への転換については、保護者の就労等で家庭において必要な保育を受けることが困難な2号認定の幼児を受け入れることにより、抽選に漏れた1号認定の幼児の行き場がなくなり、これまで以上に幼稚園への就園を希望する幼児の受入れが困難となります。また、認定こども園に移行するためには、給食提供のための厨房設備等の新たな施設整備が必要となるなど、ハード面での制約があり、実施は困難です。

今後は、芝浦アイランドこども園の運営状況のほか、人口増加などによる保育需要や幼児教育を希望する保護者ニーズを把握し、区内他地区での実施について検討してまいります。

幼児教育・保育については、引き続き多様化する区民ニーズに的確に対応するため、教育委員会と区長部局がより連携を強め、充実させていきます。

2) ベビーシッター補助の導入を

豊島区や千代田区が導入している「居宅訪問型保育事業」を使って、待機児童になった世帯へのベビーシッター補助を、来年4月までに制度化すべきです。認可保育園と同等の利用時間を、同等の金額で利用できるよう配慮してください。認可保育園に入れた人とそうでない人たちに大きな差がでてしまうような不公平性がなくなるよう、定員枠は設けしないで、待機児童をゼロにしてください。ベビーシッター補助を受けられた人とそうでない人の間に、また大きな差がでてしまっては意味がありません。必要であれば、複数のベビーシッター会社と契約し、定員枠を確保すべきと考えます。

来年度4月には、居宅訪問型保育事業の対象者を医療的ケアの必要な児童に加え、認可保育所等を希望したにも関わらず、入所できなかった0歳から2歳までの児童に拡大し、認可保育園と同等に利用できる30人の枠を確保いたします。

事業開始後、利用状況等を勘案し、定員枠の拡大等を検討し、待機児童の解消に努めてまいります。

3) 私立認可保育園、小規模保育などの誘致に向けて事業者対応の改善を

今年度、民間の保育園誘致がまったく進まなかった理由の大きな原因は、物件のマッチングがうまくいかなかったから、と伺っています。事業者側にきいても、二方向避難路の確保など条件に適した物件を探すのは至難の業になってきており、都心に合わせた規制緩和が求められています。また、認可のスピードをあげなければ、見つけた物件を確保しておくことも困難だといえます。

他自治体で行っているように、総合支所やまちづくり部門と一緒に庁内をあげて保育園建設に適した物件をリストアップし、物件を探している事業者とのマッチングをスムーズに行うなどのシステムを構築することも必要だと思います。園庭のある保育園内にある使用頻度の少ない区民協働スペースや、ほかの場所に移設可能な部屋、小学校跡地など、園庭のある子ども施設は、最大限子供のニーズのために使われるよう見直されるべきです。

また、「定住促進指導要綱」の改正を行われましたが、これだけで保育園誘致を促進できるかは疑問です。一定規模以上のマンション建設に対する保育園設置義務など、一步踏み込んだ対応が必要だと考えます。

また、保育士待遇のための区独自の改善策、認可外保育園の認可化に対する実効性のある支援策なども検討すべきと考えます。

事業者側の要望をヒアリングし、それに合わせた補助制度を構築し、一層の誘致を促進してください。

区は、一定規模以上の都市開発を行う際、開発計画を検討する段階で、開発事業者と区が協議を行い、保育需要の増加が見込まれる場合には、保育施設等の設置を要請するとともに、区内で保育所運営実績のある運営事業者の案内を行っております。

また、保育士等キャリアアップ補助事業や保育士等宿舍借り上げ支援事業により、保育士等の処遇改善の取組を支援しております。平成 29 年 4 月からは、区内保育施設における保育人材の確保・定着を一層支援するため、事業者へのヒアリング結果も踏まえ、保育士等宿舍借り上げ支援事業について、補助対象施設（現行：私立認可園・認証保育所・小規模保育施設）を区立認可・こども園（指定管理）、みなと保育サポート及び港区保育室に拡充するとともに、補助基準額（現行：8 万 2 千円）を区内宿舍に対し 3 万円上乗せします。

今後とも保育所の整備を希望する事業者に対し、きめ細かに対応してまいります。

4) 「区立幼稚園」のあり方の見直しを

幼稚園 3 年保育に応募が殺到し、毎年、3 年保育の私立幼稚園の倍率は 2 倍以上、区立幼稚園の 3 歳児クラスは 100 人以上の抽選漏れという状況が続き、区立幼稚園の 4, 5 歳児クラスはクラスの半分にあたる 100 人近くの定員割れを起こしています。

一日長時間、夏休みも園内で過ごす保育園児たちが園庭のない施設に預けられ、短時間預かりで長期の夏季休暇がある幼稚園の方に、立派な園庭や園舎があることに対する保育園保護者たちの不満は看過できないものになっていますし、客観的にみても、母親が働くことを国をあげて奨励している現在、理不尽なものになっています。

区立幼稚園の保育サポートを拡充し、夏季保育や延長保育、給食など、保育園と同様のサービスが提供できるよう改善していくべきです。また、すでに幼稚園保護者の 2 割以上が働く母親となっていますが、専業主婦の行き場がなくならないよう、園庭のある保育園は 3 歳児からの保育園型「こども園」へと早急に転換を図っていただくよう強く要望します。

保育サポートの不足した古典的な「幼稚園」の分園を増設することは、未就学児の施設入園に関する様々な矛盾や問題を大きくするため、再検討していただきたく要望します。

区立幼稚園では、在園児の保護者に対する子育ての支援のために、これまで子育てサポート保育を 8 園で実施しております。毎日、利用することが出来る年間利用と一時利用があり保護者のニーズにきめ細かく対応しております。利用時間については、幼児への心身への負担や家庭との緊密な連携などに配慮をした適切な時間に実施しております。平成 29

年度には新たに実施する園を1園増やしてまいります。

子育てサポート保育の夏季保育や延長保育については、2号認定の幼児を幼稚園に受け入れることになり、現在の受け入れ体制では、困難です。また、給食提供は、厨房設備等の新たな施設整備が必要となるなど、ハード面での制約があり、実施は困難です。

保育園の3歳児からの保育園型「こども園」への転換については、施設・設備の制約などにより子どもを受け入れられる人数に制限があるため、新たな1号認定を設定するには既存の保育定員を削減する必要があり、待機児対策に必要な定員を確保することができなくなるため、困難です。

分園の設置は、幼児人口が増加し、今後、幼稚園受け入れ数に不足が生じることから、その確保が優先課題となっており、受け入れ体制の充実を図るうえで必要なものです。引き続き分園設置に向けた検討を行ってまいります。

5) 幼稚園入園制度の改善を

現状では、港区の区立幼稚園の3年保育の定員枠が足りず、毎年応募超過で100人以上抽選漏れすることから、多くの希望者が、区立幼稚園の抽選前に行われる私立幼稚園を受験せざるを得ない状況に置かれています。合格したら、数十万円の入園金を支払いますが、その後、区立幼稚園の抽選に受かっても、その入園金は返還されません。

区立幼稚園の3年保育の定員が足りないために、私立幼稚園を受験せざるを得ない状況に置かれているのに、入園金の返還すら行われなないことに対し、保護者から強い不満の声を毎年多数受けています。私立幼稚園との共存共栄のために公私立幼稚園格差是正に努め、区立幼稚園の定員数の調整まで長年にわたり行ってきたのですから、それによる弊害を区民にばかり押し付けず、入園金の返還には応じるべきです。または、区立幼稚園の抽選を、私立幼稚園受験の前に行うなど、区民への不利益が大きすぎる現在の港区の幼稚園入園の制度を改善することを強く要望します。

区立幼稚園の募集時期については、幼稚園の事業などとの調整をしながら、当初受付から、抽選、追加受付、追加受付抽選、面接・健康診断、入園決定など一連のスケジュールを組んでおり、募集時期の変更については現在のところ難しいと考えております。

また、私立幼稚園の入園金の返還については、それぞれの私立幼稚園の判断となります。

教育委員会では、幼稚園教育需要の高まりや幼児人口の増加を踏まえ、今後も引き続き、3歳児の定員拡大に努めてまいります。

②障害児保育について

1) 医療的ケア児の保育園受け入れ体制の整備を

医療的ケア児の保育支援に対し、「居宅訪問型保育事業」の「アニー」利用の道が開かれたことはありがたいことですが、需要に対し供給が圧倒的に不足している状況です。他区で開設が進んでいる障害児保育園「ヘレン」についても同様です。

区では新設する「元麻布二丁目」保育園での医療的ケア児受け入れを検討されていますが、障害のある乳幼児が遠距離通園するのは困難なケースが多く、医療的ケア児受け入れを行っている保育園の近隣に引っ越すケースも多いですが、元麻布が全国一とっていいほど地価の高い高級住宅街であるため、計画をきいた保護者たちから「元麻布に引っ越しは無理」という落胆の声もきかれます。

国や東京都、アニーはじめ、関係者の一致した見解は、医療的ケアが必要でも集団保育が可能な子供に対しては「区が責任をもって保育園での受け入れ態勢を整備すべき」ということです。看護師を配置している保育園で、加配の保育士なり介助員なりをつけ、当該児童の担当医や病院と連携体制をとりながら、保育園での受け入れを早急に進めていくべきです。でないと、集団保育が可能なお子さんたちが「アニー」を使うことになり、集団保育不可能な子供たちが待機児童になってしまいます。また、それだけでなく、医療的ケアが必要なことによって、認可保育園以外の認証保育所や一時預かり、認可外保育所などどこにも預かってもらえない現状があり、保護者が追い詰められていきます。一刻も早い支援の実施を求めます。

医療的ケアが必要な子どもの保育園での受入れについては、日常生活において必要な医療的ケアの状況を確認させていただいたうえで、保育園と保護者との間で対応方法等を検討した結果を踏まえて、判断していく必要があると考えております。

区では、保育園での受け入れが困難な医療的ケアを必要とする児童を対象に、児童の居宅において1対1のきめ細かな保育を行う居宅訪問型保育事業を平成27年12月から開始しました。現時点での対象者の要件は、保育及び医療的ケアが必要で、障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる幼児となっています。

今後は、居宅訪問型保育事業の実施状況やニーズ等を踏まえ、必要な見直し等について検討してまいります。

③養育困難世帯について

1) 養育困難世帯に対する「産後ドゥーラ」派遣事業を

産後うつや、双子等の多胎児出産などで、リスクの高い世帯を早期に発見し、産前産後ケアをはじめ、ベビーシッターやホームヘルプサービスなど家庭の多様なニーズに応えられる「産後ドゥーラ」を早期に派遣することで、その後の起こりうる育児放棄や虐待などを防止し、養育困難世帯を支える制度を構築していただきたいです。

現状では、養育困難世帯が利用できる「緊急一時保育」や「乳児院」などの利用も需要過多で、「一時預かり」などは本当に予約がとれない状況があります。養育困難世帯は、保育園に入るための指数が低くなってしまいうこともあり、年度途中で保育園に入園しようと思っても至難の業です。そのために、産後うつになっている母親の状況がますます悪化していくなどの悪循環を生んでしまいます。

品川区などが実施している「産後ドゥーラ」派遣事業を、港区でも実施していただけるよう強く要望します。

区は、平成29年度から、「産前産後家事・育児支援事業」を開始いたします。現在、実施している妊娠出産時家庭への家事支援に加え、母親の心身のケアや新生児の育児指導、家族の状況に応じた家事・育児支援などを総合的に行うため、「産後ドゥーラ」と呼ばれる「産前産後の母子支援専門員」を派遣し、産前産後家庭の支援を強化してまいります。

④学童クラブについて

1) 夏休みなど長期休暇中の弁当ケータリングサービスと食育の導入を（継続）

夏休み中のお弁当持参については、どうしても作る余裕がない家庭があることや、夏の暑い時期のお弁当持参が衛生上問題があるということから、弁当ケータリングサービスの導入を求める声が全国的に高まっています。

朝霞市では、学童クラブのお弁当宅配サービスはチケット制になっており、市の福祉協議会の事務所でお弁当チケットを販売しているので、夏休み前にそれをまとめて購入し、当日、子供にチケットを持たせていくと、各学童クラブが朝、チケットを集めて業者に連絡し、お昼にはお弁当が届くという仕組みです。こうした制度を構築してほしいと、全国の保護者たちが立ち上がろうという動きがあり、港区でもぜひ実施していただきたいという声を毎年多数受けています。

また、これまでも要望していますが、保育園までは食育に力を入れて、小学校にあがって学童クラブに入った途端、それがなくなることにに対する保護者の違和感は大きく、食育にもぜひ力を入れて頂きたいと思えます。

学校の夏季休業期間等における学童クラブでの弁当のケータリングについては、過去に保護者による自主的な取組に協力し、実施した例がありますが、現在は行われていません。

区として、希望者に弁当を提供することについては、毎日の発注数の確認や代金の集金等の管理業務や、アレルギー対応等の課題があるため、保護者の十分な理解のもとで実施する必要があると考えております。

また、おやつについては、いわゆる出来合いのものや、スナック菓子を提供する頻度が比較的多い状況を改善するため、各学童クラブの手作りおやつへの取り組みの事例を全体で情報共有し、遊びの中で児童と一緒におやつを作ったり、ひと手間かけたものを提供する機会をできる限り増やすよう努めております。今後とも、食育の観点も踏まえながら、充実を図ってまいります。

⑤ 貧困家庭、ひとり親家庭支援について

1) 貧困への支援を早急に（継続）

一日も早い貧困家庭への、経済的支援も含めた真の対策をお願いいたします。

港区での保健福祉基礎調査の「ひとり親家庭」は、経済的な負担感については、かなり負担に感じる 50.4%、どちらかといえば負担に感じるが 32.1%、つまり負担に感じる世帯が 82.5%をしめています。児童育成手当の拡大等、現金給付、現物給付を区が支援することによって、貧困の連鎖を断ち切っていただきたい。

区では、「子どもの未来応援施策基礎調査」及び「学びの未来応援施策実態調査」を実施し、調査結果の分析に基づき、課題を抽出し、具体的な施策を検討しています。子どもの育成を阻害する原因を経済的な面からだけでなく様々な角度から解決するため、以下の事業を実施します。

まず、「教育・学習の支援」として、家庭の経済状況や親子関係等の事情から、家庭学習の習慣が十分に定着していない児童・生徒や学習面の課題を抱えている児童・生徒に対し、学習面で支援するため、新たに「学習支援事業」、「学びの未来応援学習講座」を実施するとともに、「学生スクールボランティア事業」を拡充し、基礎学力定着を図るため 28 年度に養成されたボランティアを派遣するなどレベルアップします。

「生活環境の安定と支援」としては、社会的孤立の状況や養育力が低い事例が見られることから、産後うつや母子の孤立化を防ぎ安心して子育てをスタートできるよう、新たに「産前産後家事・育児支援事業」を実施します。さらに親子の社会参加の支援を目的に、現在の「ひとり親家庭休養ホーム事業」を「親子ふれあい助成事業」とし、新たに低所得世帯の中学生以下の子どもとその保護者も対象とするとともに、「コミュニティバス乗車券の発行」について、新たに 3 歳未満の子どもがいる低所得世帯に対象を拡大します。

また、悩みや課題を抱える保護者に対する支援策として「学びの未来応援家庭教育講座」を実施するとともに、児童・生徒と身近に接する教員の理解促進を図り、的確な支援に繋げるため、「学びの未来応援教員研修」を実施します。

さらに、学校で解決が図れない学力や家庭教育の課題を抱えている児童・生徒に対して、専門家の視点で適切な支援策を見立てるとともに、スクールソーシャルワーカーが、福祉

等の関係機関と連携を図りながら支援を実施するため、「学びの未来応援ケース会議」、「小・中学校スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー事業」を実施します。

「経済的安定の支援」としては、経済的な問題を抱える家庭に対し、教育にかかる経済的支援の充実のため、「就学援助・就学奨励」の新入学学用品・通学用品費について、中学校入学を控えた小学校6年生の保護者が、入学前に標準服や学用品を購入することができるように、平成28年度から支給月を2月に変更しました。

また、平成29年度からは、支給項目にクラブ・部活動費を追加し、レベルアップを図ります。

さらに、経済的問題を抱えるひとり親家庭に対しては、就労支援を強化するため、「生活困窮者等ひとり親家庭自立支援員」を設置します。

「子どもの未来応援施策の基盤整備」としては、子どもの未来応援施策についての地域に対する理解促進のため、意見交換会を開催するなど「子どもの未来応援施策理解促進事業」をレベルアップします。

今後も、子どもの視点に立ったきめ細かな支援を実施し、子どもの未来応援施策を全庁あげて推進してまいります。

2) 「ひとり親ホームヘルプサービス」「産前産後ホームヘルプサービス」事業にマッチング方式のベビーシッター事業者の参加を

「ひとり親ホームヘルプサービス」や「産前産後ホームヘルプサービス」は区民に大変喜ばれている事業ですが、「毎回来る人が違うので、そのたびに家事のやり方を一から指導するのが大変」、「兄弟のベビーシッターもお願いしたいが引き受けてくれない」、など、さまざまな改善要望があります。インターネットのマッチング方式のベビーシッター事業は、リスクが高いと思われがちですが、「キッズライン」など安全性が担保され、区内利用者から公的補助の要望の高い事業者も存在します。マッチング方式のベビーシッター事業者が参画すれば、利用者が自分でシッターや用途を選べるので、こうした区民の改善要望はほとんど実現することができます。こうした事業に、「キッズライン」などの安全性の確保ができるインターネットのマッチング方式の事業者も導入していただくことを要望します。

インターネットのマッチング方式を利用したベビーシッター派遣については、行政として関わる場合、安全性や保育の質の担保、契約形態の確認などが課題であると考えております。

ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業では、特に育児支援においてお子さんの負担にならないよう安心して過ごせることに配慮し、できるだけ同じ支援者が訪問できるよう委託事業者との調整を重ねております。

また、平成29年度より産前産後の母子を、家事のみでなく育児を含めてサポートする「産前産後家事・育児支援事業」を開始いたしますが、この申込みについては、委託業者のホームページから支援者を選択する方式にする予定です。

今後も、事業ごとに条件を十分検討した上で、区民のニーズに沿った支援を実施してまいります。

⑥児童虐待について

1) 子どもの被害聞き取り専門官など、子どものケア体制の構築を

東京都から児童相談所の移管が可能となりましたので、「地域の子供たちは地域で守る」という姿勢で、港区の子供たちを守れるしっかりとした制度を作っていただきたいと強く要望します。中でも、虐待を受けた子供自身からしか証言が得られないケースも多いと思いますが、子供たちの話を聞き取り、裁判の証拠として有効な証言がとれる専門官を確保していただきたいと思います。小さな子供が虐待を受けたことを話していても、聞き取りの専門官がいないため、泣き寝入りとなるケースは多いと思います。警察などの司法制度や児童相談所でもそうした専門官が足りないことが社会的な問題になっています。

また、被害を受けた子供たちを将来に渡りケアできる制度も構築してほしいと思います。

平成28年5月、「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、特別区が児童相談所を設置できるようになりました。区では、増加し深刻化する児童虐待や非行、障害などの問題に対し、迅速に切れ目なく対応し、区がすべての子どもの命と権利、未来を守っていく体制を整備するため、児童相談所（一時保護所を含む）を設置します。

児童相談所の設置にあたり、子どもと家庭への支援の一層の充実を図るため、児童相談所の機能と児童や家庭の状況に応じた支援機能（子ども家庭支援センターの機能や家庭相談センターの機能）とを一体化させ、総合的に支援を展開していくための拠点施設として、（仮称）港区子ども家庭総合支援センターを平成33年4月に整備します。

職員の専門性の強化は重要な課題です。児童相談所には、児童福祉司や児童心理司、弁護士、医師、保健師、看護師などの専門職を配置する必要があり、それぞれの立場で司法対応なども想定した面接や聴き取りを行うこととなります。

現在、職員の児童相談所への派遣を実施しておりますが、その他の相談員についても、専門研修や実習の機会を活用して育成に取り組み、子どもの安全と権利を擁護し、心のケアを十分に行える体制を整備してまいります。

二 教育について

①教育の国際化について

1) 「国際バカロレア認定校」の設置を（継続）

港区では、「東町小学校」に続き、「南山小学校」での国際学級の拡大を、来年4月から始める方針ですが、外国籍児童にとっても日本人児童にとっても「国際バカロレア認定校」を設立してもらうことが、最も国際化に対応した教育であり、世界的に確立された方法でもあります。外国籍児童が日本に長く滞在することになっても、いずれ海外に出ていくことになっても、また日本人児童が将来、海外の大学に行くことになっても、世界中の大学の受験資格としてスタンダードな資格となっている「国際バカロレア」を取得することは、グローバル社会の中で非常に重要なことだからです。国をあげて、国際バカロレア校の設立に力を入れている現在、港区でこそ公設の「国際バカロレア校」を、という声が高まるのは当然のことです。

以前から要望している通り、「公設民営学校」を設置することで、子供人口増と外国人の教育ニーズに対応すれば、区民も通える国際バカロレア認定校が増え、非常に喜ばれると思います。「公設民営学校」については、大阪市が国際バカロレア認定校設置のために、国家戦略特区で公立学校を民間に開放する提案をし、法改正が行われ、実現への道が開かれています。

「国際バカロレア」認定の区内インターナショナルスクールなどとも連携し、区内での公設の国際バカロレア校の設置を推し進めて頂きたいと思います。まずは調査費の予算化をお願い致します。

港区教育委員会では、これまでも、小学校一年生からの国際科の導入、小・中学生の海外派遣、東町小学校に加えて南山小学校の国際学級設置のほか、区内の各国大使館やインターナショナルスクール、テンプル大学との交流など、地域の国際的資源を活用した国際理解教育を推進し、グローバルに活躍できる人材育成を進めてまいりました。

国際バカロレアの趣旨は、世界のさまざまな文化に対する理解と尊敬を通じて、平和でよりよい国際社会の実現に貢献する人材を育成することであるとされています。こうした考え方は、港区教育委員会の国際理解教育の理念とも合致するものですが、国際バカロレアのプログラムと我が国の学習指導要領の間には学ぶべき内容に多くの違いがあります。また、指導できる教員の確保など検討すべき課題も多い状況です。調査費の予算化はしませんが、今後、国際バカロレアについても研究課題としながら、これまでの国際人育成に向けた取組の検証を行い、国際化に対応した教育の一層の充実を図ってまいります。

2) 外国人向けの障害児支援施設の確保を

港区内の外国籍の発達障害、障害を持つ子供たちに対し、現在、区ではほとんど支援できていません。現状は、東京インターナショナルスクールの理事長がつくった NPO 法人が運営する「インターナショナルセカンダリースクール」（目黒区）が、多くの港区在住の外国籍の発達障害のお子さんの受け入れを行っていたり、「ヤマトインターナショナルスクール」（南麻布）で重度障害の外国籍のお子さんの受け入れを行ったりしています。こうしたインターナショナルスクールは、無国籍、無宗教であるため、アメリカンスクールやブリティッシュスクールのように国からの支援も、キリスト教団体などからの支援なども得られず、非常に厳しい運営を強いられながらも、社会的使命を感じ、必死に事業運営を行っています。公的支援が入らないため、児童の保護者にとっても高負担となっています。

国家戦略特区指定を受け、海外企業の誘致や、多国籍家庭の住環境整備を使命とする港区が、こうした区内在住の外国籍の障害児の受け皿となっているインターナショナルスクールへの支援を行っていくべきと考えます。

現在区では、外国籍の発達障害、障害を持つ子どもたちに対し、障害保健福祉センターこども療育パオや発達支援センター相談室において、相談及び支援を行っています。また、児童福祉法における障害児通所支援では、外国籍の子どもたちも対象としており、各地区総合支所において受給者証を発行しています。

区立小・中学校においても、外国籍の障害児等の受け入れは可能ですが、障害があれば、特別支援学級（区立）や特別支援学校（都立）での受け入れも可能となっています。

障害の有無にかかわらず、子どもたちが必要な教育を受けることができ、また生活に必要な支援を十分に受けることができる共生社会の実現を目指し、取り組んでまいります。

3) 日本語学校の拡充を

現在、筈小学校 1 校にのみ設置されている外国籍児童のための「日本語学級」を、区内のどこの小学校に在籍していても同様の支援が受けられるよう拡充していただくよう要望します。

日本語学級を新たに設置する場合、10 名以上の児童が通級することを条件に、東京都の認証を受ける必要があります。

新たな学校での設置については、設置の必要性及び設置した場合の通級児童数の見込みについて調査をしたうえで、申請要件を満たす場合に申請を行う予定です。

保護者の送迎が必要な日本語学級に通うことが出来ない児童に対しては、引き続き日本語適応指導を実施してまいります。

4) 夏休みの区立小学校の交換留学事業を（継続）

インターナショナルスクールの子供たちが、夏休みに日本の公立学校を利用することに対する障壁が高く（退学届を出さなければならないなど）、改善要望が毎年、多数寄せられます。国際都市・港区を標榜しているにもかかわらず、非常に閉鎖的な印象を与えています。法律上の問題とはいえ、インターナショナルスクールと港区の公立学校の交流はぜひとも進めていくべきことで、双方にとってプラスになるよう前向きに捉え、港区独自の交流事業として「夏季の公立学校への短期留学」を事業化するなどの検討をお願いいたします。

夏休みに、海外から日本に一時帰国する児童が、公立の日本の小学校に一時入学する際にも、「港区が一番グローバルで受け入れ態勢も整備されているだろう」と考えて調べると、「港区には受け入れ態勢がなく、大田区などが手厚い」と驚かれます。他区の状況なども研究し、改善していただきたく要望いたします。

また、相談者に対し、「日本国籍を有しながら、インターナショナルスクールに通うことは義務教育の放棄です」と窓口で伝えているようですが、港区はインターナショナルスクールに通う日本国籍児童の多い特殊な自治体でもあり、不快感を与えてしまいます。毎年のようにそう言われたという苦情が寄せられますので、インターナショナルスクールに対する考え方含め、対応を改善していただきたく要望します。

港区に在住し、学校教育法に基づく小学校以外の学校等に在籍する外国籍・重国籍児童及び、夏休みに、海外から日本に一時帰国する児童の保護者から、夏季の一定期間において区立小学校への入学の申し出があった場合は、一定の条件のもとで受入れを行っています。

法令上、体験入学という制度はないため、正式な就学となります。

今後も、いただいたご意見等を踏まえ、可能な限りの受入れを行ってまいります。

また、保護者が日本人の学齢児童・生徒を小・中学校に就学させる義務を負うことは、学校教育法第16条及び第17条に定められており、日本国籍のみの児童・生徒がインターナショナルスクールに通うことは認められておりませんが、ご相談の際には、丁寧に説明してまいります。

②中高一貫校について

1) 中高一貫校の設置を（継続）

これまでも要望を出してきていますが、区内に中高一貫校を求める声が高いです。港区では、小中一貫教育を進めていますが、近隣の私立校の多くが中高一貫校であり、優秀な生徒を囲い込み、高い進学率をあげている現状では、多くの区立小学生が私立中学を受

験していく現状を変えることはできません。公立の中高一貫が増えれば、状況は変わってくると思います。公立の中高一貫の国際バカロレア認定校などが設置されることを望みます。

中高一貫校の区立中等教育学校は、千代田区の区立九段中等教育学校がありますが、非常に高い成果を上げていると思います。本格的に研究を進め、計画を検討していただきたく要望します。まずは調査費の予算化をお願い致します。

港区教育委員会が所管しているのは、幼稚園・小学校・中学校となっており、高等学校は東京都が所管しております。

区立で中高一貫教育校を設置する場合は、指導力の高い優秀な人材の採用や高等学校の教員の人件費の確保、東京都との調整など大きな障壁があります。そのため、中高一貫校の設置のための調査費の予算化は考えておりません。

③主権者教育について

1) 主権者教育の充実化を

港区では昨年度から、社会を支える仕組みの根幹となる納税についての理解を深めるため、法人会や税務署などの協力を得て、小学校六年生を対象に租税教室を開催していると聞いております。また、キャリア教育や総合的な学習の時間での取り組み、ボランティア活動、地域防災訓練などを通して、主体的に地域社会にかかわる機会を設けているとのことです。今後は、こうした取り組みを更に深化させて欲しいと考えております。そこで2つご提案致します。一つ目は、ボランティア活動をNPOや地域で活動する様々な方とより連携して進めることです。港区でも、一部の地域で商店街などの協力を得て、お店の手伝い等をしながらまちのあり方について学ぶ機会を提供していただいています。今後学校として体験先を拡大し、様々な地域で協力体制を確立していくことが必要かと思えます。

二つ目は、主権者教育の全校での導入です。近年、投票率は全国的に低下傾向であり、若年層、特に20歳代の投票率は顕著です。平成17年に出された「若年層の政治参加の促進に関する研究会報告書」によると、ある時に投票行動を経験すると年齢を重ねても同様に投票を行う傾向があるという結論が示されています。そこで、選挙制度や現在の政治が抱える課題などについて知識を得て、積極的に政治参加する姿勢を体得するべく、全校での主権者教育をぜひ実施していただきたいと思えます。その際、NPOなどの協力を得て、まちの課題を解決するためのワークショップなどを行うとより政治を身近に感じられるかと思えます。

子どもたちが、民主主義の根幹を支える選挙の仕組みや議会制度、租税の役割などを関

連付けて学習することは、よりよい社会の形成に参画する資質や能力の基礎を育み、主権者としての自覚を持たせる上で大変有効であると考えております。

ご提案のありましたボランティア活動については、主体的に地域社会とかかわり、社会の一員としての自覚や責任をもつことができる効果が高い教育活動であると考えております。

一例を挙げると、お台場学園港陽小学校・港陽中学校、御成門中学校では、地域清掃活動への参加や高齢者との交流を行い、地域の方とのつながりや地域に支えられている実感を伴うボランティア活動を実施しています。今後も、これらの取組みを充実させ、社会の一員として自分にできることについて考える機会を数多く設けてまいります。

また、模擬投票については、現在、小学校6校において社会科の時間に、全中学校においては生徒会役員選挙の際に、区の選挙管理委員会の協力を得て、実際の選挙さながらの模擬投票を行っており、投票行動をとおして、自分の考えを示すことの重要性を学んでおります。

今後は、地域とのつながりを強固なものとし、職場体験やボランティア活動等を工夫していくとともに、NPO等の関係機関の協力を得ながら、模擬投票の取組を未実施校にも広げるなど、社会参画意識を育む主権者教育の充実を図ってまいります。

④子どもの人権について

1)「子ども人権オンブズマンの設立を」(継続)

港区では、子ども家庭支援センターの相談体制を充実させ、「みなと子ども相談ねっと事業」を展開するなど、いじめ対策を進めていることを評価しています。教育委員会から離れたところに、いじめのセーフティーネットを築くことが重要で、学校側の協力も欠かせません。子どもの人権に対する社会の理解を深めていくことが重要です。日本社会では、子どもは大人の所有物であったり、管理するものという価値観が色濃くあり、日本の教育制度に「管理色」が強いことも指摘されています。子どもを一人の立派な人間として尊重し、子どもの人権を守る理念をきちんと掲げ、条例を整備し、理念をすべての事業で共有させていく制度の構築が何よりも必要だと感じます。その象徴的な機関として「子ども人権オンブズマン」の設立があると思います。以前から要望していますが、いじめなどの相談に対応するために、弁護士などを交えた教育委員会から独立した第三者機関「子ども人権オンブズマン」を設立するべきだと考えます。子ども家庭支援センターがいじめの相談窓口となってしっかり対応してくださっていますが、そこから、深刻な虐待問題は児童相談所につないで、児童相談所が警察など司法や、医療やメンタルケアの専門家につないでいくように、深刻ないじめ問題は「子ども人権オンブズマン」につなぎ、必要な専門的支援につないでいく必要があると思います。実際にこうした機関が必要な時代だと思えます

し、そうした機関があることが安心や、抑止につながっていくと思います。学校側に 12 人も弁護士がついていて、子供たちの側についていない、というのは、客観的にみて非常に理不尽な状況であり、そうしたことを世の中がどう見るか、という視点が欠けていることに問題を感じます。

区は、教育委員会と区長部局が連携し、いじめセーフティネットコミュニティ事業を推進し、いじめ問題の対策に取り組んでいます。また、「みなと子ども相談ねっと事業」や子ども家庭支援センター相談員の訪問・支援、様々な機関が連携して子どもに寄り添うことにより、いじめや児童虐待を抱える子どもへの直接の支援を行っています。

平成 27 年 3 月には、「港区いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例」を公布、施行し、弁護士や医師、臨床心理士等による第三者機関「港区いじめ問題調査委員会」を含む 4 つの組織を設置いたしました。今後とも、学校や地域におけるいじめの防止に向けた取組やその評価、改善方法について意見交換と情報共有に努めることにより、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に進め、子どもの権利を擁護してまいります。

⑤学校施設の充実を

1)御田小学校校舎の早期の建設、もしくは大規模修繕を（継続）

御田小学校は昭和 41 年に建設された古い校舎のため、施設の老朽化が激しく、様々な問題が生じております。最近では、給食室の上の階の教職員用トイレの汚水が給食室に漏れ出て、給食室が一時閉鎖になる等の看過できない事故も発生しております。もっとも、御田小学校はその立地条件から既存不適格となっているため、現状のまま、新校舎を建設することはできません。

そこで、御田小学校の施設の老朽化対策に対処するため、近隣の土地を購入し、新校舎を建設することに早期に取り組んでいただくよう求めます。また、そのために直ちに、近隣の地権者に売却する意思の確認を行うとともに、売却の意思がある地権者に対しては早速交渉に着手してください。一方で、売却交渉がうまくいかない場合に備え、大規模修繕工事の計画にも着手していただきたいと思えます。

御田小学校の改築条件に合う土地をこれまで探してきましたが、適地は見つかっておりません。引き続き建替えに向けて土地の取得の可能性について探ってまいります。

また、御田小学校の大規模修繕につきましては、平成 29 年度において既存校舎の耐用年数を確認するためにコンクリートの強度調査を予定しております。

⑥スポーツについて

1) スポーツ部門の区長部局への移管を（継続）

以前から要望していますが、スポーツは地域コミュニティをつなぐ手段であったり、介護予防であったり、学校外の子供たちの健全育成に必要であったり、とすでに「教育」の枠を超えた重要なテーマとなっており、他の自治体でも動きがみられるように、区長部局への移管が望ましいと考えます。東京 2020 オリンピック・パラリンピックを見据えた対策が必要です。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、昨年度から新たな教育委員会制度が始まり総合教育会議がスタートしています。新たな制度による教育行政の変化の状況も踏まえつつ、区長部局と教育委員会との連携のもと、多様化するスポーツ需要へ対応してまいります。

2) 小中学校の一般開放利用の改善を（継続）

未就学児童の急増、園庭のない保育園の増加などにより、小中学校の校庭や体育館などの施設利用を求める声が増えています。子供たちを運動させる場所が足りないからです。私立認可保育園などでは、運動会をやる場所の確保すら難しい状況であり、保護者たちがふだん運動が足りない保育園の子供たちのために、週末などを利用してスポーツイベントやスポーツクラブを企画しても、安全に運動させる場所が見つかりません。

小中学校の校庭や体育館施設は、現状では、固定団体が長期に予約をしており、新規の団体では予約することすらできません。しかし、横浜市や千代田区などでは、公平性を期すために、ネット予約システムの導入をすでに始めています。港区でも、こうした需要は今後高まる一方だと考えます。急激な人口流入により、港区の施設需要はひっ迫し、10年前と状況は大きく変わりました。このまま、こうした問題を放置することは、公平性を大きく損なうこととなります。予約システムの改善を要望します。

学校施設開放は、学校教育に支障のない範囲で、地域の団体に貸し出しをしており、各学校がスケジュールを管理し、予約管理、申込受付などを行っています。

施設の利用にあたっては、学校と地域とのつながりを大切にする観点から、地域の団体を中心にご利用いただいておりますが、利用の空いている時間帯については、新規の団体の利用に供しています。今後は、地域の方々や学校の意見を踏まえながら、空いている時間帯の更なる活用に努めてまいります。また、予約の方法についても、現在の手続き方法を検証したうえでより良い予約の方法を検討してまいります。

また、区立小学校の校庭及び体育館を活用し、「遊び場開放」や「総合型地域スポーツクラブ」の活動を実施しています。このような事業を活用し、児童・幼児の身近で安全な遊

び場やスポーツ活動の場として、健全育成を図ってまいります。

⑦防犯ブザーについて

1) 防犯ブザーの改善を（継続）

現在、港区が区内の小学生に配布している「防犯ブザー」は、平成15年から導入している、ひもを引っ張ると大音量でブザーがなるというものですが、この「防犯ブザー」が壊れやすく、子供の安全を守ることに役立っていない、という声が多数寄せられます。

今は、子供が登下校した際に、保護者の携帯に通知が行くシステムや、GPS機能を備えた防犯ブザーなど、さまざまな機種が開発され、試行的に導入する自治体も増えています。学童クラブの方では、児童の入退室の状況が保護者の携帯電話に通知されるシステムが導入されましたが、防犯ブザーにGPS機能がつけば、学童クラブを利用する子供以外にも適用でき、保護者の安心につながります。改善を要望します。

教育委員会では、平成15年度から、児童・生徒への防犯ブザーの配付を行っておりますが、故障等の場合は、各小学校等で、無償で交換することが可能です。こうした防犯ブザーを含め、教育委員会ではこれまでも、防犯カメラの設置や緊急メール配信システムの充実など、さまざまな安全・安心対策を講じているため、現在、GPS機能付きの防犯ブザーの配布については考えておりませんが、今後も、効果的な安全対策について調査・研究してまいります。

⑧学習活動支援保護者負担軽減事業について

1) 学習活動支援保護者負担軽減事業の見直しを（継続）

港区では、保護者負担を軽減させるため、学習教材や補助教材、また各種検定受験の負担をしています。消費税も上がっており、教材だけではなく、すべての金額の見直しをお願いいたします。

現在、学習教材、補助教材費、施設入場料、各種検定料等を保護者の所得によらず負担しており、他区にはない港区独自の取組となっています。

教材費等の補助の見直しにつきましては、各学校の使用・活用による効果を検証し、適切に判断してまいります。

⑨給食について

1) 学校給食における和食型の頻度向上を（継続）

文部科学省が米飯給食を3回以上実施するよう推進しています。港区では、国際色豊か

な地域性を生かし、献立作成を行なっているとしていますが、昔に比べ外食でも家庭でも洋食が増えています。ユネスコ無形文化遺産に登録された和食離れが子どもたちの間で進む中で、学校給食が担う役割が変化しています。学校給食法も「優れた伝統的な食文化についての理解を深めること」としています。外食、家庭で口にする機会の多い食事よりも、日本の食文化である「和食型」で給食を週一回よりさらに頻度を高めていくべきです。

区では、米飯給食の推進とともに、栄養バランスのとれた魅力ある学校給食を提供するため、既に、和食献立として「白いご飯とおかず型の給食」を含む米飯給食を、週3回以上提供しています。

今後も、米飯給食の推進や食育に役立つ学校給食の献立作成に取組み、児童・生徒が楽しみにしているおいしい学校給食を提供してまいります。

⑩特別支援教育について

1) 学習支援員制度の改善を（継続）

学習支援員の委託事業者が変わり、制度のあり方自体も、これまでの日常的に寄り添う形の支援から、苦手な学習場面を中心に支援する形への支援へ移行しました。結果として、一人の児童に配置される学習支援員の授業のコマ数が減りました。

区内の発達障害児の人口増に伴い、学習支援員のニーズも急増しており、実態に即した学習支援員の確保が求められています。

教育委員会によると、学習支援員の配置を減らしたことにより、児童の自立が促され、教育効果が高まっているとのことですが、保護者たちの受け止め方とは隔たりがあるように感じます。学校側と保護者の話し合いで、「支援が必要」という判断が出ても、学習支援員が配置されないといった声が依然、寄せられており、「指導室は現場の実態をよく見て、配置を決めてほしい」という内容の請願も採択されております。保護者に対する丁寧な説明や意見交換の場を持ちながら、事業を進めていただきたく要望します。

現在、通常の学級に在籍する発達障害(LD、ADHD、自閉症スペクトラム障害)等の児童・生徒に対して、学習支援員が学級担任の指導方針を受け、教室の中で個別の学習支援を行っております。

学習支援員の配置にあたっては、該当児童・生徒の「授業観察の記録」や「心理発達検査の結果」、「面談の記録」等を総合的に判断し、学習支援員による支援が必要とされた全ての児童・生徒に配置しております。配置の時間数につきましては、自立に向けて児童・生徒一人では進んで取り組めないなどの学習場面を中心に支援する観点で適正な配置時間数を決定しています。

支援の開始にあたっては、児童・生徒の具体的な目標や支援方法を記載した個別の支援計画書及び個別指導計画書を作成し、保護者と学校が共通理解を図っております。

また、担任が学習支援員からの児童・生徒の様子や学習状況の報告を受け、より個に応じた支援方法を検討するとともに、個人面談や保護者会等で必要に応じて保護者へ様子を伝えております。

今後も保護者の思いや考え方を受けとめながら、学校と学習支援員、学校と保護者が連携して、より一人ひとりに合った支援を充実できるよう、学校を指導してまいります。

2) 特別支援教育に対する説明会など広報体制の改善を

港区の教育委員会のHPは、全体として、利用者目線での改善が必要だと考えますが、特別支援教育については、「学習支援員制度」や「特別支援教室」について調べようと思っても、そうしたメニューについてのページが見つかりません。

区のHPの「子育て支援」のサイトなどを参考に、利用者の立場にたったわかりやすいページに改善していただきたく要望します。

また、障害・発達障害を持つ多くの保護者が、小学校にあがってからの生活に不安を抱いており、早いうちから将来設計を考えるための情報を必要としています。「説明会」などは、入学直前の「年長」クラスの児童だけを対象とするのではなく、対象を広げ、港区の特別支援教育について直接、保護者たちと意見交換ができる場をもうけるべきだと考えます。

現在、学習支援員制度や特別支援教室については、学校説明会や学校便り等で、学習支援員や特別支援教室の目的や申請の手続き等について周知しております。申請後は、就学相談や在籍校における個々の児童・生徒の状況を踏まえて、学習支援員の配置や特別支援教室の利用をすすめております。今後は、学習支援員制度や特別支援教室の制度の取組や内容、問合せ先を、ホームページへ掲載してまいります。

就学相談につきましては、児童が就学前に在籍する幼稚園や保育園等に「特別支援学級と特別支援相談のご案内」という小冊子を配布し、周知に努めております。毎年実施している就学相談説明会につきましては、対象を就学前のお子さんの保護者の他、就学予定以外の方の参加も可能となっております。

また、特別支援教育の考え方や最近の動向、実践について、理解を深め、各園・学校の教員や保護者の抱える特別支援教育の課題解決を図ることを目的に年1回「特別支援教育講演会」を実施しています。講演会後には保護者の皆様からの御意見、御質問をいただく時間も設けております。

今後も、園児をもつ保護者の方を含め広く区民の皆様にも講演会の参加を呼びかけ、特

別支援教育の考え方や最近の動向、実践について、理解を深めていただくとともに、保護者の皆様が幼児・児童・生徒の将来について見通しをもてるよう講演会の内容を工夫して参ります。

3) インクルーシブ教育の推進を（継続）

障害児が通常級で、健常児と一緒に学ぶ、インクルーシブ教育の取り組みが世界のスタンダードとなってきたおり、それを望む保護者も今後、ますます増えていくと思います。特別支援学級や特別支援学校で個々の特性に応じた丁寧な指導の重要性もわかりますが、一方で、それよりも通常級で受ける刺激や、集団生活でのコミュニケーション能力の発達を重視する保護者の考え方にも一理あると思います。どちらを重視するか、という点についての科学的な検証がしっかりとされているわけではありません。通常級で学ぶことは、保護者にとっても大きな負担があると思いますが、子供のためと思えばこそであり、教育委員会はその思いを理解し、できる限りのサポートをしていただきたいと思います。特に就学相談の場では、専門医や療育支援機関などの意見をよく聞き、保護者の意見を最大限尊重し、保護者の付き添い通学を条件としたり、念書などを書かせたりすることのないようお願いいたします。また、就学相談については、個々の教育指導内容に深く関わることで、指導室が担当した方がよいと考えます。

通常級の中で障害児と一緒に学ぶことで、大きな学びを得るのは、そのほかの児童たちの方である、ということは、まぎれもない事実です。インクルーシブ教育の推進に一層の努力をお願いしたいと思います。

特別支援教育では、障害のある児童・生徒の自立や、社会参加に向けて主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高めることを目的としています。従って、生活や学習上の困難を克服するため、個別の教育支援計画及び個別指導計画に基づいた、個に応じたきめ細かな指導や支援を行うことが重要です。区では現在、小学校に6校、中学校に4校、特別支援学級を設置し、障害の特性に対応した多様な教育を行っている他、障害の有無に関わらず誰もが学びの共生社会を目指す「インクルーシブ教育」の理念を踏まえ、一人ひとりの個性や特性を十分理解した上で、指導や支援を行っております。また、通常の学級に在籍している特別な教育的支援が必要な児童・生徒に対し、小学校全校に特別支援教室を導入するとともに、自分自身で見通しをもって学習できるように学習支援員による支援、安全面での配慮が必要な児童・生徒の介助には介助員の配置も行っております。

現在、教育委員会では、学務課に特別支援相談担当を置き、臨床心理士が、児童の心理発達検査や保護者面談を実施し、専門的な知見から、就学相談にあたっています。その上

で、幼稚園及び保育園等の就学前機関からの意見をお聞きし、専門医、学識経験者、区立学校校長や都立特別支援学校の特別支援教育コーディネーター等を構成員とする就学支援委員会に諮り、適正就学について決定しています。また、指導の観点で助言できるよう指導主事（指導室）が就学支援委員会へ出席する他、相談の過程でも携わり、学務課と連携した相談を進めております。

今後も、その児童・生徒にあった進路先を決定できるよう、保護者の意向に寄り添うとともに丁寧な相談に努め、保護者との合意形成を図ってまいります。

三 福祉施策について

①障害者支援について

1) 大人の発達障害支援の充実を（継続）

発達障害は、本人の自覚がないまま大人になるケースが多く見られます。「何度面接を受けても就職できない」「働いても1ヶ月で首になってしまう」などなんとなく生きづらさを感じているが、自分が発達障害である自覚のない方が気軽に相談に来られる場所が必要です。またその後、自分の特徴を知ることができる場・居場所になれる場を作っていただくことを望みます。

現在、発達支援センター相談室では、成人の発達障害の相談に対しては、本人や家族からの相談により医師や臨床心理士による面談を行い、本人の特性の気付きや生活に活かせる具体的なアドバイスを行っています。また、みなと保健所でも精神保健福祉相談にて、大人の発達障害を専門とした医師の相談を行っています。

今後は、自覚のない方へも支援できるような方策についても検討し、社会参加や社会的自立を視野にいたし、発達障害者支援の充実を図ってまいります。

2) NPO 法人風の子会への支援を（継続）

NPO 法人風の子会は、第一京浜からカナルサイド高浜への道（高輪橋架道橋下区道）を東京2020オリンピック・パラリンピック大会に向けて、第二東西連絡道路へと整備していくため、一時的に立ち退きをする事となっています。

会の希望に見合う移転先が見つかるよう粘り強い支援をお願いします。

風の子会は、カナルサイド高浜からの退去を余儀なくされることにより、安定した運営に必要な事業の実施拠点を失うこととなります。このような風の子会の状況は、公共補償の対象となる場合と何ら変わりはありません。このため、区は、公共補償に代わり、風の

子会の事業運営に与える影響が少なくなるよう、移転先となる民間賃貸ビルの家賃等を助成し、風の子会の活動の継続を支援してまいります。

②高齢者支援について

1) 施設整備や在宅介護支援体制の充実にむけ、需要調査に基づく区の対策をわかりやすく明示を（継続）

都心区ならではの特性として、港区では一人暮らし高齢者や高齢のみ世帯が多く、歳をとってからの暮らし方に多くの方が不安を抱いています。在宅介護を支援する体制が万全でない上に、特養などの公的施設は定員を上回る応募状況で望んでもなかなか入れない、というのが現状です。金銭的にかなり余裕がなければ満足した老後を過ごせないというのが区民の共通認識です。歳をとっても安心して暮らせる港区を標榜している区として、区民に安心してもらえるよう、方向性を明示してください。現在、事業計画は港区高齢者保健福祉計画において、区の掲げる目標値と年次計画というかたちで示されていますが、ニーズの見込み量と供給量というかたちで、ニーズに対する到達状況をわかりやすく示してください。

区は、高齢者人口や要介護認定者数の推移、特別養護老人ホームの入所申込者数や介護サービス利用者数等から、高齢者施策に対する需要を見込み、それを基に、目標値と整備計画を港区高齢者保健福祉計画に計上しております。

今後も、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、高齢者のニーズを的確に把握し、計画に計上した高齢者施策を前倒しも含め着実に実施するとともに、区民の皆さんに、進捗等をよりわかりやすくお知らせできるよう取り組んでまいります。

2) 高齢者ケア付き住宅の供給促進を（継続）

港区の高齢者は、2015年の高齢者人口が約4万2000人なのに対し、2026年には約4万8000人強と、約6000人強の増加が見込まれており、さらにその内訳も、半数以上が75歳以上の後期高齢者になるとの推計が出ています。今後さらに高齢化が進む港区で、高齢者が住まいへの不安を抱くことなく、慣れ親しんだ地域で周囲とつながりを保てる住まいであるサービス付き高齢者住宅の供給を、より一層進めていただくことを要望します。

区では、高齢者が将来、医療・介護を必要とした場合でも、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、民間活力を活用し、安否確認・生活相談を提供するサービス付き高齢者向け住宅の整備を推進しています。現在、区営住宅のシティハイツ六本木の改築に合わせて、サービス付き高齢者向け住宅30戸の建設を進めています。今後もサービス付き

高齢者向け住宅の供給促進に向け、区有施設の整備に合わせた整備の検討や、大規模開発の際の附置要請、民間事業者による整備の働きかけを行ってまいります。

3) 特養の入所選考の改善を（継続）

特別養護老人ホームの入所選考は、優先度を数値化し順位付けしています。配点などは改定を重ね工夫していただいておりますが、ちょうど入所できるかどうかの点数に多くの方が並んでいます。その場合は介護度、年齢、居住年数でさらに順位を振り分けていることです。居住年数で大きく差をつけることにより、港区に住む子どもが地方に住む親を呼び寄せた際に不利になることも想定され、今後より顕著になっていく「仕事と介護の両立」を支援する入所基準を盛り込んでいくことも求められます。より公平で実態に即した選考となるよう、配点基準に関しては、不断の見直しをお願いします。選考における透明性の確保、説明責任、利便性の向上を要望します。

現在の港区特別養護老人ホーム入所規準は、平成 27 年 4 月に改定し運用しています。要介護度、年齢、介護者の状況、居住期間などを点数化し、点数の高い方から入所していただいております。

現在、特別養護老人ホームの入所基準については、ご案内を作成し申込者などに配布するとともに、ホームページにも掲載しております。今後も入所規準や手続きについて、透明性、利便性の確保に努めてまいります。

4) 高齢者の活躍の場の確保を（継続）

今後、ますます高齢社会になっていく日本においては、彼らの「定年退職後」のキャリアをどのようにサポートしていくのかも、行政課題の一つとなってきます。長年のキャリアを活かした就業やボランティアができること、また、人の役に立つことが実感できる仕事をつくっていくことが重要です。

区民の社会参加を支援する仕組みとしては「チャレンジコミュニティ大学」がありますが、こちらは、修了生がそこで学んだ技術や知識を活かす場が少ないという現状があります。「すぎなみ地域大学」では、内容が多岐に渡っていることに加え、受講者が修了後にどのような進路を選びたいかを明確にしてコースに登録するため、修了後の明確なプランを持って学ぶことができるようです。区として積極的に修了生のマッチングの機会をつくり、各部署が公募するボランティアや区が紹介する NPO などですぐに活動を始めるようにサポートしてください。

区では、高齢者の就業支援について、港区シルバー人材センターや港区アクティブシニ

ア就業支援センターを通じて取り組んでいる他に、チャレンジコミュニティ大学のカリキュラムを工夫しております。

現在、港区シルバー人材センターでは、これまでの業務に加え、高齢者のキャリアや経験を生かし地域や歴史に詳しい会員による区内名所旧跡を案内する歴史セミナーガイド事業や会員が講師となるカルチャー教室をみなとふれあい館事業として実施しております。

また、港区アクティブシニア就業支援センターでは、中高年の就業・職業紹介等とともに、シニア世代向けの再就職等支援セミナーを実施しています。あわせて、コミュニティビジネスの相談も受け付けております。

チャレンジコミュニティ大学では、修了後の活動に役立ててもらうために「区民協働」や「福祉分野」等の様々な行政課題や、シルバー人材センター、社会福祉協議会や民生委員・児童委員などの活動内容を講義として取り入れているほか、修了後にどのような活動ができるのか、受講生同士で話し合う機会を設けています。

③リハビリテーションについて

1) 地域全体でリハビリテーションができる環境の整備を（継続）

リハビリテーションについては、港区には本格的な回復期リハビリテーション病院がなく、本当に必要な人にベッドが足りていないという現状があります。超高齢社会が本格的に到来し、ベッド数がますます足りなくなると想定される現状においては、病院を離れても普段の生活を支障なく過ごせる方法をできるだけ増やしていくことが重要です。

そこで、この問題に対処する方法を2つ提案します。

一つ目は、区としてバリアフリー化を進め、彼らが自宅で安心して療養できるような環境づくりを行うことです。自転車用通路と歩道を分離し、歩道にはベンチなどを整備した上で電線を地中化、緑も植えた24時間楽しく散歩のできる道、渋谷区初台地区にある「ヘルシーロード」の取り組みを参考に、リハビリのためだけではなく、脳梗塞などの疾病予防や高齢者の生きがい創出にもつながるこうした環境を整えていくことが重要です。国土交通省から「健康医療福祉のまちづくりの推進ガイドライン」が出され、その中核がヘルシーロードとして報告されています。超高齢化国家である日本、特に都心の港区が超高齢化問題を解決する都市整備を率先して行うことが重要です。

区では、バリアフリーに配慮した、誰もが安全で安心して、かつ円滑に移動できるよう電線類地中化を始めとした道路空間の整備を進める中で、道路緑化の充実にも取り組んでいます。

これから超高齢化社会を迎えるにあたって、地域特性を踏まえた道路整備や健康、医療、福祉と連携した街づくりが重要であると考えております。

今後も、高齢者や障害者等が参画する「港区バリアフリー推進協議会」等において意見・要望を聴取し、誰もが安全・安心かつ円滑に移動でき、生き活きと元気に暮らせる都市空間の形成に努めてまいります。

もう一つは、区内に回復期のリハビリテーションを行う専門の病院を誘致することです。同じく、渋谷区初台地区にある初台リハビリテーション病院や、世田谷区の世田谷記念病院回復期リハビリテーションセンター、大阪府の千里リハビリテーション病院などは、「ノーマライゼーション」の実現、高齢者や障害者が健常者と共に暮らせる安全で豊かな社会の実現を目指し、地域におけるリハビリテーションの拠点として機能しています。病院が起点となり、行政や地域の様々な専門家と接続しながら、地域全体で在宅の患者さんを見たり、関連のサービスをまち全体で生み出して行く状況を整えているのです。港区においては、現在、このような回復期リハビリテーションの拠点となる専門病院はありませんが、区民の福祉向上のためには、地域での体制を整える必要があると考えます。国家戦略特区会議では都心に回復期リハ病院を中核とした都市機能向上モデル(健康医療福祉都市構想)が進められています。港区でその構想を実現するべく、病院を誘致し、地域包括ケアの核となる地域リハビリテーションを推進してください。

東京都二次保健医療圏のうち港区を含む区中央部保健医療圏は、医療法上の病床過剰地域となっているため、病床規制により新たに病院を誘致することができません。

区は、退院後も在宅で継続して地域でのリハビリテーションを受けられるように、平成 24 年度から、区職員、リハビリテーション科診療所医師、高齢者相談センター管理者、訪問看護ステーション看護師、ケアマネジャー等で構成する「港区地域リハビリテーション推進会議」を設置し、医療と保健福祉関係者との連携を進めています。

また、東京都から区中央部の地域リハビリテーション支援センターとして指定されている東京慈恵会医科大学附属病院及び港区医師会と協力し、医療関係者やリハビリテーション従事者が受講できる医療と介護の合同研修会を実施するなど、区民が安心して療養できる体制づくりを推進しています。

今後も、急性期や回復期のリハビリテーションを行う専門病院を拠点として更なる連携を進めてまいります。

④自殺対策について

1) 自殺対策について

世田谷区では、行政が補助金を出し、NPO 法人が「グリーンサポート」という、死別したご遺族の分かち合いの会を開催しています。自殺又は自殺未遂者の親族に及ぼす深刻な

心理的影響が緩和されるよう、親族に対する適切な支援をお願いします。

港区では、自死遺族の方に対して平成 27 年度から自死遺族のつどい「わかちあいの会みなど」を年 6 回開催し、親族の方の支援を行っています。また、平成 27 年 8 月から、港区自殺未遂者対応支援事業「港区いのちのサポート相談」を実施し、自殺未遂をした方だけでなく、自殺念慮の段階の方とその親族に対しても、専門の相談員による個別の寄り添い型の支援を行っています。

今後は、自殺の大きな要因となっているうつ病の患者を抱える家族に対して、病気への理解と対応方法の啓発を目的とした講座を開催してまいります。

四 平和、男女平等参画について

① マイノリティについて

1) マイノリティの声を活かしたまちづくりを（継続）

日本人の 13 人に 1 人の割合で性的少数者がいるという事実があり、一方で、「周りに性的少数者がいない」と答える人が 83%います。このデータなどから読み取れることは、日本はまだ制度面でも精神面でも彼らの存在を真に受け入れる状態になっていないということです。行政はこのような、一般的に「生きづらさ」を感じやすい「社会的弱者」と呼ばれる人々の声に積極的に耳を傾け、誰にとっても暮らしやすいまちづくりを行うべきだと思います。当事者による専門のチームを結成し、様々な行政サービスを一齐に点検する機会を定期的に設けるなどの方法で「声なき声」をすくい取る努力をしてください。

また、渋谷区で全国初の「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」が成立し、「パートナーシップ証明」が発行されることは、一つの転機だと感じています。こちらは港区でも早急にその実現可能性を検討頂くよう、重ねて要望致します。

区では、平成 22 年に区民参画手続ガイドラインを策定し、総合的な施策に関する計画及び各行政分野の施策の基本方針又は基本的な事項を定める計画等を策定する際に、区民の意見を区政に反映する仕組みを構築しております。

具体的には、港区障害者計画や港区国際化推進プランなどの計画を策定する際には、港区障害者地域自立支援協議会などの検討会や区民参画組織を設け、障害者や外国人など当事者の方々にも参画をいただき、計画の初期段階からご意見を反映しております。

今後とも、さまざまな環境にある区民のご意見、ご提案、苦情など、区民一人ひとりの声に耳を傾ける中で、区民ニーズの把握、分析に努めるとともに、区の施策に的確かつ効果的に反映させてまいります。

また、区はすべての人が性別にかかわらず豊かに自分らしく生きることのできる社会の実現を目指して、港区男女平等参画条例を制定しております。平成 27 年度からの第 3 次港区男女平等参画行動計画において、「性的マイノリティに関する意識啓発」を新たに事業として加え、まだまだ人々の間に正しい理解が広まっていない性的マイノリティの方への偏見や差別をなくすため、当事者の方を招いた講座や講演会の開催や広報紙等でのコラムの掲載など、あらゆる機会を捉えて意識啓発に取り組んでおります。

引き続き、渋谷区をはじめとする他の自治体の取組や動向について情報収集に努めるとともに、区民生活への影響や効果を検証するため、区に寄せられたご意見やご要望を通して、区にお住いの性的マイノリティの方々の置かれている状況を把握してまいります。

②審議会委員について

1) あらゆる審議会委員の女性委員参画率を早急に 50%とすること（継続）

区の目標として女性委員の参画率を 50%とすることを掲げていますが、現在、女性が入っていない、また少数である審議会については、女性の参画を早急にしていくこと、また、男女平等とするために、早急に男女半数にしていくことを求めます。

区は、平成 27 年度からの第 3 次港区男女平等参画行動計画において、審議会等委員の女性委員比率を、最終目標としては 50%、6 年間の計画年度間目標としては 40%、女性委員がない審議会等の数を 0 としております。引き続き、政策や方針決定の場に男女が対等な立場で参画し、双方の意見が反映されるよう、審議会等を所管する各課に対し、委員改選期に合わせて計画的に女性委員の増加を進めるよう支援するとともに、条例や規定に具体的に定めを設けることも含め検討し、目標達成に向けて進めてまいります。

五 まちづくりについて

①老朽化マンション対策について

1) 老朽化マンションに対する実行性のある支援策を（継続）

港区では建て替えが困難な老朽化マンションが今後ますます増えていきます。高さ制限の導入に際し、総合設計制度は対象外となりましたが、敷地面積が確保できないマンションの建て替えをどう支援していくのかが見えてきません。

老朽化マンションの建て替えの際の、近隣建築物との共同化に対する支援策も必要だと考えます。また、特定緊急輸送道路沿道の老朽化マンションについては、区民全体の生命にかかわる重要な防災課題でもありますので、一刻も早く耐震化、建て替えが進むよう支援策を拡充してください。

区では、老朽化したマンションの建替えに際し、区分所有者の合意形成を促進するため、技術的な専門家の派遣や劣化診断助成を実施しています。

また、建替え計画案等の作成助成や建替え費用の助成など、様々な支援制度を用意しています。港区耐震改修促進計画や分譲マンション実態調査等を踏まえ、平成29年度からは、これらの助成の拡充を図ってまいります。

平成27年6月には、耐震化が必要な分譲マンションの建替えについて、一定の空地进行を整備することなどにより、容積率を緩和する基準を定めました。法令要件として敷地面積の最低限度が定められているため、これを緩和することはできませんが、近隣建築物との共同化によって要件を満たす場合において活用を可能としています。

引き続き、特定緊急輸送道路沿道をはじめ、老朽マンションにかかる支援制度等の積極的な普及・啓発を行い、建替えによる耐震化の促進に努めてまいります。

②水辺空間について

1) 水辺空間の活性化を図る施策を（継続）

水辺空間は、私たちに安らぎと日常の空間を与えてくれます。

東京都では舟運の活性化を都市計画の柱として明記し、様々な策を講じることとなっておりますが、その多くの計画は隅田川、日本橋川等河川と羽田空港などが中心となった計画であり、残念ながら、港区の運河が抜け落ちております。

今後、待っているだけでは、港区は取り残されてしまう可能性があります。「港の区」として、水辺空間の大胆な活性化計画を立て、都や国に提案することを望みます。特に、夜間の橋のライトアップを実現していただきたく、要望いたします。

橋のライトアップは、水辺のにぎわいを創出するため整備してきた、運河沿いのデザイン照明との相乗効果で、地域の魅力やにぎわいの向上、舟運事業との連携による新たな観光資源としても期待できます。

平成28年7月以降に芝浦港南地区の橋での、短時間のライトアップの結果を踏まえ、11月27日から8日間、新芝橋でライトアップ実証実験を行いました。

今後、地域の方々のご意見を伺いながら、街並みと融合した魅力的で地域の活力となる橋りょうのライトアップの実施に向け検討を進めて参ります。

③運河や海の水質について

1) 運河や海の水質調査と水質の更なる改善を（継続）

お台揚は、五輪トライアスロンの会場でもありますし、何より「お台場を泳げる海へ」

というのは地域の方の希望や願いでもあります。

現在、港区が実施している運河やお台場の水質調査の回数と内容(水深別、エリア別、天候別、季節別)をより濃いものとしていただき、それらデータを元に東京都港湾局に対して水質改善策を強く求めていただくよう要望します。

お台場の水質調査については、28年度から区民が水辺に親しむ機会の多い夏季の水質状況をより詳細に把握するため、7月、8月の調査日を4日分増加しています。また、2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機として、区民にもっとも身近な水辺であるお台場周辺海域や運河の水質を浄化するため、国や東京都等に対して水質浄化に向けた取り組みを加速するよう要望を行ってまいります。

④古川について

1) 古川の水質改善を(継続)

浚渫を行いヘドロの除去を行ってください。そして、護岸の景観を整え(ホームレス対策等)、和船等で一橋公園から芝浦などへ行ける観光施策を行ってください。

これまでも、古川の清流復活・再生に向け、東京都や関係区と連携を図り、平常時の水量確保に取り組むとともに、東京都下水道局に対し、合流式下水道からの汚濁物質の古川への流入防止措置等、より一層の改善を要望してまいりました。

古川にはヘドロの堆積はほとんどないため、浚渫の必要はありませんが、これに代わるものとして、流れを滑らかにするための流路整正の実施や、河床部の凹凸を解消することによる水質の向上に向け、古川の河床整正に取り組んでおります。

今後とも、古川の水質改善に向け関係機関と連携を図り、対策を推進してまいります。護岸の整備につきましては、東京都に要望してまいります。

また、水辺資源を活用した観光施策につきましては、昨年8月と12月には港区観光協会が古川を船で遡上する実証実験を行うなど、水辺観光に対する意識も高まっています。

今後、港区観光協会とも連携し、港区観光ボランティアガイドによる水辺コースの設定など、より一層魅力的な港区の水辺空間を活かした事業の展開に向けて検討を進めてまいります。

⑤ちいばすについて

1) ルートや運用の改善を(継続)

ちいばすを、子供たちの交通手段として利用しやすいように、改善するべきと考えます。特に、以前、請願にもありましたが、学校希望選択制をとっている以上、バス通学の子供

たちも多数おり、朝の通学手段となりうるよう、始発時間を早めるべきです。
また、以前から要望していますが、駅から遠い保育園の前を通るように路線を見直すなどの検討も必要です。

ちいばすの始発時間については、利用状況や全体の運行計画、都バスとの調整等、検討してまいります。

ルートの変更につきましては、収益性や運行経費への影響等を総合的に検討し、関係機関との合意形成を図りながら、計画的な改善に取り組んでおります。

2) 子供料金が二人まで無料なのに三人目から有料となる運賃制度の改善を（継続）

ちいばすの子供料金が、二人目までは無料なのに、三人目から有料となっています。少子高齢化に悩む先進国では、たいいていたくさんの子供がいる家庭には負担軽減策をとるもので、港区でも政府の多産奨励の方針に沿い、保育園や幼稚園の保育料を第二子以降無料化に踏み切りました。こうした時代や、区の方針に逆行する運賃体系を早急に見直していただきたく、要望いたします。富士エクスプレスの約款の変更が必要であるならば、先方へ要望してください。

幼児運賃については、国土交通省が定める標準運送約款に規定があり、路線バス運行事業者として株式会社フジエクスプレスが国土交通省の認可を受けて運送約款に定めているものです。運賃体系を変更するには、株式会社フジエクスプレスの約款の変更が必要になります。要望については、運行事業者に伝えてまいります。

⑥バリアフリーについて

1) バリアフリー化の推進を（継続）

2020年パラリンピックの開催地でもあり、公共施設のバリアフリー化を徹底する必要があります。区では、バリアフリー基本構想を策定し、高齢者や障害者、ベビーカー利用者によるまち歩きを行い、課題検証もしていたださっていますが、エスコートゾーンが必要と思われる横断歩道など、改善が必要な箇所が存在します。バリアフリー化が必要な場所をピックアップし、着実な整備をお願いします。

また、歩道橋や地下通路、エレベーターのない地下鉄などは、ベビーカーや車いすが通行できず、急速に高齢化が進む港区でも大きな障壁となっています。積極的なバリアフリー化の推進をお願いいたします。

平成26年9月に策定した「港区バリアフリー基本構想」では、東京2020オリンピック・

パラリンピック競技大会開催を契機として、ユニバーサルデザインや国際化などを念頭にハード・ソフトの両面でバリアフリー事業を促進することとしております。

平成27年3月には、公共交通事業者及び道路・公園等の施設設置管理者それぞれが、駅や道路等のバリアフリー化が必要な箇所を洗い出した上で、詳細な年次計画をまとめた「港区バリアフリー基本構想 特定事業計画」を策定しました。

平成28年度からは、「特定事業計画」に基づき、障がい者団体の代表の方々とのまち歩きの実施や各事業の進捗管理を行っております。

今後も事業の進捗に対し、評価・見直しを継続的に行い、各施設設置管理者と連携して整備を進めてまいります。

既存の歩道橋や地下歩道へのエレベーターやスロープの設置などのバリアフリー化は、設置スペースの確保などの課題があることから、単独で整備することが困難な状況もありますが、今後も、国や東京都とも連携し、周辺開発やまちづくりの計画に合わせて整備を実施するなど、バリアフリー化を推進していきます。

⑦自転車環境の充実化について

1) 自転車シェアリングのポートの設置拡大を

港区で簡単に自転車駐輪場を増やすことが出来ない理由の一つに、大規模なまとまったスペースをなかなか確保できないことがあげられます。対して、バルセロナやパリなどヨーロッパ各地の自転車シェアリングで導入しているのは、市内に数百箇所の小さなポートを設置する方法です。大規模な駐輪場から小規模のポートにシフトし、スペースの問題を解決しつつ、利用者の利便性を高めています。

港区でも、今後自転車シェアリング専用の小規模なポートを設置すると聞いていますが、その際、既存の自転車駐輪場、それにバス停や駅などに隣接して設置する他に、事業者や民家の軒先などもお借りして、できるだけ多く設置していくのが良いと思います。町会や自治会などにもご協力をお願いし、区内の空いているスペースを早急に確保していく必要があると思います。自転車に輪型の専用器具を取り付けるなど、簡易版のポートをつくっても良いでしょう。「Wi-Fi」と連動したものをつくるなどの工夫も併せてお願い致します。

自転車シェアリングのポート設置につきましては、利用状況の分析結果等を踏まえ、区有施設や観光施設等、区内全域に拡大させております。現在は、55ポート・710台で運用しております。平成28年度には100ポート・1,000台を配置することとしており、今後拡充してまいります。

簡易版のポートやWi-Fiとの連動についても検討を進め、利用者の利便性の向上を図ってまいります。

2) 自転車中心のまちづくりを

アメリカのポートランドは、交通政策に特徴があります。それは、車を排除し、何より「人」を最優先とした政策であるという点です。ここでは、会員が5千名を超える「自転車交通同盟」というNPOが存在しており、自転車利用の啓発や自転車専用レーンの設置を促すロビー活動などを行っています。地下には自転車整備のための施設を設置しており、いつでも自転車のメンテナンスができるようになっています。また、民間企業と市のコラボレーションによるシェアサイクルも実現しています。オレゴン州に本社を構えるスポーツメーカーのNIKEは、今年7月に市と共同でシェアサイクルの運営を開始しました。これを契機に市には1,000台の自転車と多数のポートが設置されました。自転車自体のデザインもまちの景観に合ったもので、乗り心地も非常によく、シェアサイクルのさらなる可能性を感じました。ポートランドでは、「交通手段を車から自転車にする」という強い意志のもと、企業やNPOと一緒に様々な施策が進められているのです。

そこで、港区でも「人」に焦点を当てて、自転車利用者の増加を促す施策を様々に行ってみてはいかがでしょうか。ポートランドのように、自転車利用啓発のためのプロジェクトチームを立ち上げることや、自転車整備のための施設をつくることにも意味があると思います。

自転車は、手軽で身近で環境にやさしい交通手段であることや健康志向の高まりなどから、利用者が増加しております。

今後も東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とし、一層の自転車利用者の増加が予測されることから、自転車利用環境の早期整備が必要です。

国、東京都と連携した自転車走行空間のネットワーク化、自転車シェアリングの広域連携の拡大化とともにシェアリングポートの増設を推進します。

合わせて、自転車利用者へのサービスの一環として、自転車駐車場内への個人ロッカー等の設置などについても調査・研究してまいります。

⑧緑化推進について

1) 市民農園の整備を（継続）

屋上緑化に対する助成を行っている現状から一歩進め、技術的な課題を解消した上で、ビルの屋上を菜園にする取り組み、また区内の様々な場所を市民菜園として整備してください。

屋上に菜園などの緑化施設を設けることは、技術的な課題を解決しても、屋上へ行き来

するため建築物内を多数の人々が通過することなどのセキュリティ上の課題があり、実現が困難な部分がありますが、新たに計画される大規模な建築物においては、緑化指導を進めると共に助成制度などを活用し、屋上での菜園整備等についても、誘導を図ってまいります。

2) 緑化のための資金を確保すること（継続）

ロハス発祥の地として名高いアメリカ・ボールドーでは、過度な開発を防ぎ、長期的な視点で豊かな住民生活を実現させるため、予算のうちの一定程度、決まった枠を設けて、計画的に緑化を進めています。結果、都市部であっても一定程度の自然が確保され、住民は緑に守られた生活を享受しています。「ロハス」としてブランド力を持ったこの街には環境関連企業を中心に多くの投資がなされ、一年を通してたくさんの観光客が訪れます。環境関連施策は長期的な視野で取り組むことが重要です。「環境先進区」としてのブランド力を一層高め、環境施策を計画的に推進していくために、基金などの一考の余地があると思います。行政だけでなく、「クラウドファンディング」等を活用して、港区に働き、学び、暮らす多くの人に幅広く協力を求めることも可能かと思えます。

区は、現時点では、環境のための基金やクラウドファンディング等は考えておりませんが、緑化基準に基づき、都市部における建築計画や大規模開発等の際には、既存の緑の保全や新たな緑の創出に積極的に取り組んでまいりました。緑化のための資金確保の重要性は認識しておりますが、都市部においての実質的な緑化を進めるため、屋上緑化や壁面緑化など立体的な緑の繋がりも図りながら、緑化の推進を誘導してまいります。

⑨公園について

1) プレーパークの常設化を（継続）

現在、年数回の開催であるプレーパークを、子供が急増し、ニーズがピークにある今、一刻も早い常設化を進めてください。

以前、まちづくり支援部がつくった冊子「子どもの遊び場づくりの20の提言」を実現させてください。「子育てするなら港区」をうたうのであれば、子どもの目線に立ったまちづくりが不可欠です。

「プレーパークの基本的考え方」（平成23年3月）に基づき開催日を段階的に増やしていき常設化を目指していきます。

また、「子どもの遊び場づくり20の提言」についても、子どもがのびのびと遊べる環境や遊びのあり方について意識して、公園整備を行っていきます。

六 「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」について

①市民ボランティアについて

1) 2020 年オリンピック・パラリンピックに向け市民ボランティアの充実を（継続）

今後、区としてボランティアの育成にさらに力を入れていくのであれば、「観光ボランティア」のように個別募集を行わず、総合的に、広範囲な「市民ボランティア」を募集し、活動の担い手を育成するべきだと思います。地域に潜在するボランティア活動の担い手を発掘し、彼らに登録していただいた上で、観光の他にも制度の隙間の支援を必要とする高齢者や障害者等のサポートができる人材を各地域に育成します。その際、例えば区が各課に対し、求めるボランティアの領域を示すように伝えた上で、各部署がメニューを出し、その上でコーディネーターなどが各人の希望に応じてマッチングするなどの方法も考えられるでしょう。

また、講演会・シンポジウムの運営やシーンボイスガイドのような、障害者ができるボランティア活動もたくさんあります。体制を整え、充実させることで、これまで積極的に参加してこなかった方のマッチングも可能になります。

2020 年に東京で開催されるオリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、今、区民のボランティア活動に向けた機運は非常に高まってきていると感じます。オリンピック・パラリンピックまでの 6 年間で効果的に使い、港区における成熟したボランティアの実現を目指すべきです。ボランティアデータベースの作成を含め、ご検討をお願い致します。

広範囲な役割を担う市民ボランティアの募集、育成については、現在、東京ボランティア・市民活動センターにおいて行われており、ボランティアをする側と受ける側のマッチングを、区が直接行う体制にはなっておりません。

東京 2020 大会の開催に向けて、区民等によるボランティア活動に関する気運は高まっていることから、区内の各地域に潜在するボランティア活動の担い手の発掘及び活動の場の提供に加え、今後、既存の専門ボランティアとの住み分けを含め、市民ボランティアの募集等について検討してまいります。

東京 2020 大会のボランティアの募集・運営は、東京 2020 組織委員会と東京都が行うものですが、区では、区民、区内の企業が有する知識や経験、技能等を生かして、東京 2020 大会のボランティア活動に参加しやすい仕組みづくりについて、ボランティアデータベースの作成を含め、東京 2020 組織委員会や東京都と連携しながら、検討してまいります。

七 産業振興について

①創業支援について

1) 港区版「起業支援ファンド」(「みなとファンド」) 創設を

区内の起業を支援するための、起業支援ファンドを創設することを要望します。そのため、調査研究費用を予算化していただくよう要望します。

欧米においては、「企業の将来性」に対する投資が積極的に実施されており、国内においても、民間レベルの投資額は増加しています。一方、自治体が支援する例は、都道府県、区市町村を通じて、あまり多くはないようです。

実績の無いベンチャー企業が銀行の支援を受けにくい状況の中、区は、創業時の資金調達を円滑に行えるよう創業支援融資のあっせんを行うなどの支援を行っております。投資型のファンドは、外資系企業を含む大企業が多く存在する港区においては、活用の可能性があると考えます。

調査研究費用の予算化は考えておりませんが、今後、投資へのリスクも含め、既に取り組んでいる自治体の事例などを、調査・研究してまいります。

2) 創業支援の継続的支援を(継続)

資金力のないベンチャー企業は、創業し継続することは非常に困難なことで、継続的な支援が求められます。まずは、現在1年間しか利用できないアドバイザー制度を、2年間に引き伸ばしていただきたいです。

また、創業セミナーなどさらに開催頻度を増やしていただきたいです。

創業して1年未満の方に対して、創業アドバイザーを3回まで無料で派遣して相談対応し、1年以上経過した方に対しては、出前経営相談として年間3回まで、同じく無料で相談対応できる制度をご利用いただき、継続して支援できる体制を用意しています。

あわせて、Eメール経営相談や常設の中小企業診断士による相談体制でも、経営相談を対応しております。

また、平成17年度から実施している創業セミナーについては、毎年上半期と下半期に3回ずつ、計6回開催するなど、創業支援の充実に努めております。

今後も、参加実績等を鑑み、開催件数について検討してまいります。

②観光施策について

1) ワールドプロモーション映像の露出を

港区では、区の魅力を伝えるワールドプロモーション映像を作成しました。動画は視覚的に訴えることができるため、短い時間で良さを伝えることができます。しかし、どんなに素晴らしい映像を作っても、ターゲットとなる人に届けられなければ意味がありません。港区へお越しいただくための映像のため、区外の日本人や・海外の方に見てもらふ必要があります。そのためには国内・海外各メディアなどで放映することになります。You tube や空港でのデジタルサイネージ・街頭ビジョンなどを活用し露出を高めるといっていますが、旅行の計画を立てる際に有効媒体であるインターネットでの放映にも注力することを要望します。

区では、国内外から多くの人々に港区を訪れていただくため、人、まち、歴史、文化、自然など、多様な港区の魅力を凝縮した「港区ワールドプロモーション映像」を平成27年度に作成しており、平成28年4月からは、制作した映像を、YouTubeをはじめ、港区ホームページや区設のデジタルサイネージ、駅や空港設置の民間発信媒体等を活用し、国内外に向けて広く発信しております。

発信にあたっては、都内における主要な商業地を中心とした映像発信の他、ソーシャルネットワークサービス(SNS)やインバウンド向けのインターネットサイトを活用した映像展開を併せて行い、さらには海外メディア発信や海外における街頭ビジョンを活用した映像放映など、積極的に映像露出に取り組んでおります。

映像公開後7カ月での「YouTube 総視聴回数」は13万3千回を超えるなど、多くの方にご覧いただいておりますが、今後は、港区の魅力を効果的に発信し、多くの観光客に訪れていただくよう、インターネットを中心とした映像発信を展開してまいります。

2) 中小企業向け各種相談事業の整理を

港区では大変多くの中小企業向けの相談事業が行われています。しかし、各サービスごとの違いがわかりやすく予算も分散しています。相談者にとってわかりやすいよう事業を整理するよう要望します。

区では、本庁舎で実施している経営相談のほか、巡回やEメールによる相談体制を用意しています。また、区内中小企業のニーズに応じた様々なセミナーや講習会なども開催することで、区内中小企業それぞれの経営課題の解決に、きめ細かく対応できているものと考えます。

一方、サービスの数の多さが、施策全体を見えにくくしている可能性もあります。今後、区が実施する数多くのサービスを、系統ごとに図表にまとめて周知するなど、区内中小企業の方々に、区のサービスを検索しやすいように工夫し、利用の増加に繋げられるよう努めてまいります。サービスの統廃合については、区が実施している事務事業評価も踏まえ

ながら、区民サービスの低下を招かないよう、慎重に検討してまいります。

3) 観光情報発信方法の検証を

港区では、「MINATO あらかると」などのウェブ、SNS、メールマガジン、映像、ガイドブックなど非常に多くのツールを用いて区の観光情報を発信しています。どれほどリーチできたのか、どの媒体がどれほど情報提供として有効であるかを検証し、スクラップアンドビルドの姿勢で予算配分するよう要望します。

観光ガイドブックや観光メールマガジン、プロモーション映像など多種多様な媒体を活用して、充実した観光情報を効果的に発信し、利用者の一人ひとりに合った最適な媒体、入手方法を選択できるよう取り組んでいます。

Google+やFacebookを用いた情報発信については、継続して情報の告知を希望するフォロワーの数が確実に拡大しております。また、昨年4月から配信を開始したワールドプロモーション映像においては、Facebookを活用したプロモーションにより、YouTubeの視聴回数が13万3千回を上回りました。

引き続き、各媒体の登録者数や視聴回数、投稿結果などを検証し、効果的な手法の選択及び効率的な予算の配分に努めてまいります。

③商店街振興について

1) 商店街振興の充実を

区民に人気の高いプレミアム付き商品券は来年度についても予算化し、商店街支援をお願い致します。

区は、区内の消費需要を創出し、区内商店街の更なる活性化を図るため、平成10年度からプレミアム付き区内共通商品券の発行を支援しております。

平成28年度は、7月には1億1千万円分、12月には、本年度、港区政70周年を迎えることを記念し、通常発行時の倍額となる2億2千万円分、総額3億3千万円分のプレミアム付き区内共通商品券の発行支援を行いました。

今後の発行支援につきましても、景気動向や過去の利用実績、消費者の意向、財政的な判断などを踏まえ、港区商店街振興組合連合会及び港区商店街連合会と協議しながら検討してまいります。

2) 地場産業のPRを引き続きすすめていくこと

港区では地場産業が多くあります。港区の伝統工芸、製造業、ものづくり産業の紹介に

力をいれ、観光マップにも盛り込むなど、地場産業の支援をすすめてください。

区では、港区産業団体連合会や港区商店街連合会、港区観光協会、東京商工会議所港支部、東京中小企業家同友会港支部などで構成される、港区ものづくり・商業観光フェア実行委員会と港区の共催により、隔年で「港区ものづくり・商業観光フェア」を実施しております。

今年度開催した第6回港区ものづくり・商業観光フェアの来場者は、2日間で3万人を超え、来場者、出展者いずれからも好評を得ました。

また、区が発行する中小企業応援情報誌「こうりゅう」や観光情報誌「港区商店街まちあるきMAP」や「ハレノヒ」などを用いて、区内地場産業を広く紹介してまいります。

八 防災について

①総合防災訓練について

1)「港区防災フェス」など、親子連れや多世代が防災について考え楽しむことができるイベントを

区が主催する総合地区ごとの総合防災訓練は、毎回、町会自治会の同じ顔ぶれの方々が参加し、同じ訓練をしていらっしゃいますが、本当に必要なのは、町会自治会に所属していない9割の区民にいかに参加してもらうか、ではないでしょうか。

特に、9割が集合住宅に住んでいることから、集合住宅住民向けの防災訓練が必要です。ペット同伴の避難訓練や、小さな子供がいる世帯向けの訓練、外国人対応の訓練など、さまざまな工夫が考えられます。区内企業に呼びかけて、企業からも人を派遣してもらって、帰宅困難者のための防災訓練を行ったり、協賛してもらい、広報を手伝ってもらったり、協賛品をお土産にすることで、より多くの区民に参加してもらうことも可能だと思います。渋谷区にならった「防災フェス」の開催を含め、様々に検討をお願い致します。

防災知識を深めて意識を向上させるきっかけのひとつとして、楽しみながら防災にふれただけ、防災を身近に感じることも大切です。

各総合支所では総合防災訓練にて家族で楽しみながら体験できるプログラムを増やし子育て世帯の参加を促しており、防災課でも、平成28年度の区民まつりでは親子で防災を学んで防災知識をご家庭に持ち帰っていただき、家庭の自助力を上げることを目的にスタンプラリーを実施しました。

引き続き、地域の防災対応力を向上させるため、各総合支所では総合防災訓練や地域での防災イベントを実施しておりますが、参加の少ない10代から20代をターゲットとし

たプログラム等、防災イベントについて検討してまいります。

②消防団について

1) 消防団への支援拡充を（継続）

消防団員は、年々減少傾向にあり、充足率を満たすことはできません。この団員を増やすためには、消防団への入団の呼びかけをさらにすすめていく必要があります。呼びかけるとともに、消防団の活動も周知していく必要があります。団員を増やすために、機会があるたびに、消防団への理解を深めてもらうなど、新たな消防団員の確保策を行っていただきたいと考えます。

また、安心して訓練できる場所の確保と資機材の充実をお願いいたします。区立芝公園は、団で要望すればポンプ操法の訓練に使用できるとされていますが、水出しができるのは、午後9時以降です。時間の前倒しをしていただくのととも、各分団の資機材の充実については、東京都に働きかけてください。

女性が消防団員として活動していくには、家事や育児・介護や仕事との消防団活動との両立が必要で、そのためには家族の理解、職場の理解が必要です。こういった課題についても、消防団員を確保していく区として解決していかなければなりません。

女性消防団が何を必要としているのか、どんな支援が必要なのか、こういった声を聞く場所を区としても設定し、女性消防団の交流会等の開催をお願いいたします。

消防団活動の周知につきましては、ケーブルテレビやちいばすチャンネルを通じた活動紹介や総合防災訓練会場での実演など、さまざまな機会を捉えて消防団活動を広く紹介しております。また、若年層の団員確保のため、平成28年から成人の日記念のつどいにおけるPRを開始しました。

訓練場所の確保につきましては、東京消防庁がその役割を担っておりますが、区立芝公園のほか、港南緑水公園やみなとパーク芝浦にも訓練ができる場所を整備するなど、区もできる限り協力しております。区立芝公園での訓練につきましては、公園利用者の利用状況に応じて午後9時前から放水訓練できるよう柔軟に対応してまいります。

東京都の規則により、特別区消防団が使用する設備資材の整備や管理は、東京消防庁が担うことから、役割分担として、区はこれまでも消防用ホース等の消耗品の助成を行ってまいりました。可搬ポンプを含めた資機材の充実につきましては、消防署に要請してまいります。

女性団員がさまざまな課題を抱えながら活動されていることは認識しております。基本的には、消防団を所管する東京消防庁の団員処遇の問題と考えますが、東京消防庁も退団者の減少を課題としてあげていることから、消防署へ交流の機会を設けるよう働きかける

とともに、区内4消防団と消防署を交えた意見交換会や親睦事業などの機会をとらえ、女性消防団への支援策について検討してまいります。

③防災用品への助成について

1) 家具転倒防止対策等促進事業の予算拡大を

家具転倒防止対策等促進事業は27年度決算が857万円です。区としては震災対策として各地域の防災協議会育成・支援、防災住民組織等育成・支援、防災訓練など様々な事業があり約1億円を地域の防災力の向上に使用していますが多くの事業は、震災が起きたあとの対策に関するものが多くを占めます。

そんな中、家具転倒防止対策は震災が起きた際に、命に直結する対策です。

しかし、この家具転倒防止対策等促進事業には、震災対策の全体の8.5%しか予算が使われていません。

現在は1世帯につき50ポイント、15000円分が申請できるようになっています。1世帯と一言で言っても、1人世帯もあれば5人、6人の世帯もあります。人数に応じて家具の数も異なるはずです。

1世帯ごとという考え方ではなく、世帯人数に応じて申請できるポイントを変更させるなど、より多くの予算を要望します。

家具転倒防止対策等助成事業は、平成18年度から区内全世帯を対象に、区民が自宅での安全を確認することで自助の意識を高め、備蓄の用意や近隣との助け合いなど、さらなる防災対策に取り組むことを目的の一つとしております。

事業開始から10年が経過し、平成27年度に行った港区民世論調査報告書によると、区内で家具転倒防止対策を行っている世帯は全体の約6割という結果が出ています。

今後は、対策を行っていない約4割の世帯の対策促進に向けて、取付支援対象の拡大や、助成器具の再検討を行い、制度の充実化を図ります。また、防災アドバイザー派遣や防災学校等で、理想的な住まい空間等について助言を行い、区民が震災時にも自宅でケガをしない状態の構築に努めてまいります。

九 環境について

①ポイ捨てについて

1) ポイ捨てによるごみの量の把握と効果検証を（継続）

港区では、きれいで清潔なまちづくりをめざし、平成26年に「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」を施行しました。環境美化推進重点地区を指定し、

ゴミのポイ捨て防止キャンペーンなどを実施していますが、それぞれの施策がどの程度の効果を上げているのかは実証できていません。

より正確に地域ごとの散乱ごみの傾向、そして各施策の有効性を調査してデータ化することで、既存のごみのポイ捨て防止施策の改善が図られます。

港区においても既存のアプリや測定システムを活用し、区内のごみの量を測定するべきだと思います。具体的な数値や推移を出すことで、問題の「見える化」につながり、今後の指標も立てやすくなります。また、区などが実施する施策の前後に調査を実施すれば、その効果測定も行うことができます。さらに、地域に暮らす人々にとっては、自主的に清掃活動を行うモチベーションの向上にもつながるでしょう。加えて、街の美化活動につながるアイデアソンなどを実施し、行政と区民が一体となって街の美化活動に関するアイデアを考え、実施するのが理想だと思います。

区は、平成9年に「港区を清潔できれいにする条例」を制定し、平成15年には「みなとタバコルール」の試行実施、平成18年からは各地区総合支所を中心とする環境美化・タバコルールの推進に取り組んでまいりました。

これまでの取組により、地域ぐるみでの美化活動やキャンペーンが地域に着実に根付き、多くの区民、事業者の理解、協力のもと環境美化推進に大きな成果を上げております。

平成28年度に、みなとタバコルール重点指導業務の効果を客観的に示すことを目的に、田町駅周辺で指導前後のポイ捨てごみ量調査を実施しました。指導後にごみ量が減少した区域では、指導成果と思われる効果を確認することができましたが、ポイ捨て状況は地域での美化活動や天候、道路清掃等、様々な要因で変化するため、データと施策効果との関連性を明確化するとともに、広域的な調査を実施する際の費用対効果が課題です。

今後とも区の施策効果を客観的に示す適切な手法を工夫するとともに、各地区における自主的な環境美化意識の向上に努めてまいります。

②たばこルールについて

1) みなとタバコルールの一部罰則化の導入を（継続）

路上にポイ捨てされたタバコの吸殻を口に入れないよう保護者が子どもを監視することは比較的容易ですが、子どもを自由に遊ばせる場所である公園において、タバコの吸殻を口に入れないよう、保護者が子どもを常時監視することは困難です。タバコの吸殻は子どもが口に入れると、重大な健康被害が発生する可能性があります。このような危険な事態を誘発しかねない、公園でのタバコのポイ捨ては、路上等でのタバコのポイ捨てと比べ、より悪質であり、このような行為には罰則を持って対処すべきです。

また、区はみなとタバコルールの巡回指導体制を強化してはいますが、巡回指導員の指

導に従わない悪質な違反者は依然としてあとを立ちません。こういった極めて悪質な違反者にも、罰則をもって対処する以外ありません。

タバコの喫煙・ポイ捨て等について、罰則規定がない区は23区のうち港区も含め、9区しかありません。公園でのタバコのポイ捨てや、巡回指導員の再三の指導を無視する、悪質な違反者には、例外的に罰則をもって望むよう求めます。

みなとタバコルールは、平成15年に取組を開始して以来、これまで各地域の住民、事業者、団体の皆様と区との協働による取組を基本姿勢として取り組んでまいりました。

長年の取組の成果として喫煙者のマナーが改善した一方、ルールを守らない喫煙者への対応は特に重要な課題となっております。

公園や特定の地域における取組につきましては、平成28年度から公園・児童遊園を中心にきめ細かく巡回指導を行うほか、新たに重点指導を実施しルールの徹底に努めております。

今後も、みなとタバコルールの周知・啓発の充実、指導の強化、充実、喫煙場所の整備拡充を多角的に進め、地域との協働によるみなとタバコルールの推進に取り組んでまいります。

④放射能検査について

1) 放射能検査の継続を（継続）

東日本大震災以降が続いている事業で、この検査は区民の安全安心にかかわる根幹でもあります。放射能汚染がまだまだ続いている状況の中で、来年度も放射能検査の継続をお願いいたします。

区は、港区放射能・放射線対策対応方針に基づき、引き続き、小・中学校、保育園等で提供している給食・牛乳の放射能測定や、小・中学校、幼稚園、保育園、公園等での放射線量測定を実施し、区民への適切な情報提供に努めてまいります。

十 動物愛護について

①地域猫活動について

1) 地域猫活動への支援の拡充を（継続）

地域猫活動に対し区がさまざまご努力いただいていることは認識していますが、去勢不妊手術への助成額の増額、譲渡会の支援など、活動している方から実態を聞き、実情に即した支援をお願いします。

地域猫活動については、活動の趣旨の普及啓発を進め、正しい地域猫活動が地域の理解を得て発展するよう、地域猫活動に関わる方々の活動の支援をしております。

補助金の増額については、平成 25 年度に猫の不妊・去勢手術の補助金申請者の負担費用の実態を調査したところ、実際の手術費用が概ね補助金額内であることが判明しました。平成 26 年度の状況も、ほぼ同様でした。

今後も手術補助の執行数や苦情件数の状況等を踏まえ、動物愛護推進員や獣医師、地域猫活動をしている方の意見を聞きながら、慎重に検討を行ってまいります。

猫の譲渡については、東京都動物愛護相談センターの譲渡事業を積極的に P R しております。民間団体が行う猫の譲渡会の支援に関しては、民間団体の信頼性の確認等について難しい点があり、今後の検討課題としてまいります。

②ドッグランについて

1)芝浦港南地区以外のエリアにもドッグランを（継続）

麻布からの請願は全会一致で採択されました。犬を飼っている方、飼っていない方、好きな方、嫌いな方など、すべての立場の方にプラスになるよう、ドッグラン設置により、すみわけや、飼い主のモラルの向上など総合的な見地からの設置促進をお願いします。

「区立公園等におけるドッグラン設置の基本的考え方」に基づき、区立公園の他都立公園、その他のオープンスペースの利用も視野に入れ、公園利用者、また近隣住民の皆さんとの合意を図りながら、ドッグランの設置を検討してまいります。

③殺処分ゼロについて

1)「殺処分ゼロ」のための啓発を

真の意味で「殺処分ゼロ」を実現するためには、「蛇口をしめる」つまり、ペットショップの多頭販売などを規制することにより、過剰な繁殖を抑制し、動物の命を保護していく必要があります。そうした区民の意識を啓発していくための活動を支援していただきたく、要望いたします。

ペットショップ等の動物取扱業については、動物愛護管理法で登録が義務付けられており東京都が事業者に対する指導を行っています。区では、動物愛護への意識を深めていただくよう、今後とも「殺処分ゼロ」を含む啓発を行ってまいります。

なお、動物愛護団体等が行う、殺処分ゼロのための啓発活動については、その具体的内容を確認し、支援について検討してまいります。

十一 区の情報戦略について

①区政情報の発信について

1) 掲示板の電子化を（継続）

町内会や区の掲示板を電子化し、より多くの人に見てもらえるような工夫をすることや、QRコードなどをつけておき、登録すれば、掲示板の情報が随時、メール送信されるようなシステムを導入すべきと考えます。区の災害情報メールの登録も同時にできると、なお良いと思います。

現在、区では、携帯電話やスマートフォンの普及状況等を考慮し、掲示板から防災情報メールの登録サイトに誘導したり、区が掲示するポスター等に二次元バーコードを表示するなど、掲示板等の有効な活用方法について検討しています。

また、より多くの人にわかりやすく区政情報を届ける方法の一つとして、平成27年12月から液晶ディスプレイ等のデジタルサイネージを活用した区政情報の発信を進めています。コンテンツ配信先となるデジタルサイネージは、総合支所やいきいきプラザ等に順次設置しております。

平常時はもちろん、災害時や緊急時の情報発信力を強化するため、民間飲料事業者と連携し、災害時等に地域集合場所となる公園等にサイネージ付の自動販売機の設置を進めております。平成28年12月現在、区内10か所の公園と、区役所と総合支所等の屋外3か所に設置が完了しております。

②オープンガバメントについて

1) ビッグデータを活用した保健事業の実施を（継続）

地域に住む人たちの保健に関する情報をビッグデータにして活用することで、港区における健康課題を明らかにします。さらに効果が高いと思われる対象者を抽出し、保健指導を実施することで被保険者の疾病予防や重症化予防につなげ、医療費を抑えていくというものです。

平成24年度の港区の国民健康保険者数は64,140人ですが、医療費の割合は、悪性腫瘍、高血圧性疾患、脳血管疾患の順に多く、悪性腫瘍に関しては年間約1.3億円がかかっています。悪性腫瘍は早期発見による治療が可能で、高血圧疾患は予防が大きな効果をうみます。これらの疾患に対し、健康診断や診療報酬明細書の情報をもとにどんな生活環境でどの年代の人がかかりやすいかの傾向をつかみ、対象者やその家族に対し予防のアプローチを架ければ効果的です。医師が疾病の初期症状や対処方法の指導を行い、栄養士が食生活

の改善提案をするなど地域で疾病を予防する仕組みづくりを整えれば、医療費の抑制にもつながると考えます。

区は、現在も医師による健康相談・指導や区の健診受診者に対する生活改善指導を医師、保健師、栄養士で行っています。

国は各保険者にレセプトなどのデータ分析を行い健康づくりや医療費の適正化を目指す計画策定を求めています。結果が提供された際は、結果に応じた保健事業を実施し、より一層の疾病予防に努めてまいります。

港区の国民健康保険の加入者に対しては、第二期港区特定健康診査等実施計画に基づいて特定保健指導の利用勧奨通知に特定健診等のデータを活用するなど、健康増進のための施策を充実させてまいります。

③区に寄せられる要望について

1) ICT を活用した参加型の行政運営を

千葉市で実施されている「ちばレポ」は ICT を活用し、市民と行政がまちの課題を共有し、ともに解決していく仕組みのことです。大まかな仕組みとしては、会員登録を行った市民がまちで見つけた困りごとをアプリを使用して撮影することで、その困りごとが市のデータベースに送られ、担当する部署毎に自動的に分類されるというものです。市民が手軽に、いつでもまちの困りごとを提案できることが功を奏し、運用から 3 年で 2644 件以上の課題が報告され、その 89%が解決されました。

各地区総合支所に訪れてまちの声を届けてくださるのは、町会や商店会などに所属する、特定の方々がほとんどとなっています。日中働いているサラリーマンの方や、子育てに忙しいパパママ世代の方々は、たとえまちに対して困りごとを感じていたとしても、平日 5 時までの窓口を訪れることは難しい状況にあります。そんな人々の「声なき声を」集めるためにも 24 時間、好きな時に困りごとを投稿することができる、アプリを使用した制度は非常に有用であると考えます。

また、区役所に訪れて声を届けることは、とても勇気がいることだったり、億劫であることだったりするということは、多く耳にすることでもあります。そうした気持ちの障壁が、本当は感じている困りごとを埋もれさせてしまっていることにもつながっているのではないのでしょうか。その実「ちばレポ」はスマートフォンで写真を撮るだけで良いという利便性の問題や、その行為自体に若干のゲーム性・遊び心を持たせており、まちの人がつい参加したくなる仕掛けが施されています。

各地区総合支所での現在の丁寧な対応については理解しましたが、さらに踏み込んで区民全体でまちづくりを行うためにも、やはり港区版の「ちばレポ」導入をご検討いただき

たいと考えております。港区版は各支所単位でこのような仕組みを導入していただきたく要望いたします。多くの区民から「なぜ、こうした取り組みを港区でやらないのか」という声もいただいております。

区は、区政に対するご意見をお寄せいただくために、多様な手段を用意しております。

電話、広聴はがき、また来庁によるもののほか、午前7時から午後11時まで電話を受け付ける港区コールセンターや、24時間いつでもご利用いただける広聴メールなどによりご意見をいただき、速やかな対応に努めております。

特にまちの課題は、各地区総合支所を中心に区と区民がともに情報を共有することに努め、地域の課題を地域で迅速に解決することにつながっております。

今後は、これまで取り組んできた広聴活動の充実に加え、港区にふさわしいICTの活用による広聴の手法についても、より広く区政に参加していただく観点から、調査・研究してまいります。

十二 区政改革について

①時間外業務について

1) 時間外業務の拡大を（継続）

豊島区は新庁舎開設に伴い、土日開庁を予定しています。品川区や渋谷区で実施しているのに、なぜ港区がやらないのか、という区民からのお叱りも多々受けます。働いている区民が仕事に影響を与えず手続きなどができるよう、利用者目線での利便性向上をお願いします。

時間外業務の拡大につきましては、平成12年から区役所夜間窓口や区民センター等で住民票の写しと印鑑登録証明書の交付が受けられる電話予約サービスを実施しています。

平成17年からは、自動交付機による住民票の写しと印鑑登録証明書、戸籍証明の各種証明書の交付サービスを開始しました。

窓口時間の延長につきましては、平成20年3月から各総合支所区民課で毎週水曜日午後7時までの時間延長と繁忙期の3月末と4月初めの土曜日に芝地区総合支所区民課にて休日開庁を実施してきました。現在の利用状況は、ほぼ横ばいから減少傾向も見受けられます。

また、平成27年2月からは、全国のコンビニエンス・ストアで住民票の写しと印鑑登録証明書、戸籍証明に加えて、課税・納税証明書、戸籍の附票の写しの交付が受けられるようになりました。

さらに、平成27年10月に社会保障・税番号（マイナンバー）制度が施行され、平成28年1月からマイナンバーカードの交付を開始しています。マイナンバーカードを平日受け取れない方のため、各総合支所区民課で平成28年8月、同年9月、同年10月に休日開庁を実施しました。

今後とも区民ニーズに適時応えとともに、国民の利便性向上と行政の効率化を目的としたマイナンバー制度の動向をふまえて、引き続き区民の皆様の利用実態に即した区民サービスの提供に努めてまいります。

②区民協働スペースについて

1) 区民協働スペースの活用を（継続）

区は、平成26年3月に「港区区民協働ガイドライン」をまとめられ、策定のためにワークショップや地区別座談会、ヒアリングでの意見やアンケートを行っています。そこで、「協働の取組に求められる区の役割・区に期待すること」として、「協働について、打ち合わせや話し合う場所、各活動主体が集まって協働する場所がなくて困っている」という意見があげられています。また、「ほかの活動主体とつながるきっかけがつかめず、既存の連携を超えた新たな協働ができない状況にあるなど、各活動主体間の連携が不足している」という声が多く、「各活動主体の間にたって、協働に関する相談を受け付け、各活動主体の協働をコーディネートし、サポートしていく中間支援機能が必要」とされています。

平成27年度の区民協働スペースの利用状況をみると、4～8月の5か月間で、芝の会議室で124件など非常によく使われている部屋もあれば、愛宕の集会室が6件、東麻布で、3件と2件の協働スペースがあり、港南でも6件の多目的室があり、ほとんど利用されていない部屋も目立ちます。

区と協働している団体であるにもかかわらず、区民協働スペースの存在自体を知らず、打ち合わせの場所がなくて困っているという相談を受けることもあります。協働したいと思っているのに、どうやって進めていいかわからない、という相談を受けることもあります。

広報みなとやHPなどで「区民協働スペース」についてわかりやすく周知をはかり、利用対象を広げ、協働したい人たちに使いやすい施設にすること。その際、どういうNPO団体が区内に存在するかなど、情報共有できるサイトなどを構築すべきと考えます。また、インターネットで簡単に、区民協働スペースの利用予約ができるシステムも必要と考えます。そこから、区との協働団体のすそ野を広げていくための効果的な取組を進めていくことが必要だと考えます。

地域の企業やNPO、など多様なプレーヤーと協働することで、解決できる地域の問題、区政の問題はたくさんあります。そうした協働を進めていくために、赤坂地区の「共育事

業」のように、地域内の企業や NPO、学校やこども施設、など多様な資源を結びつけるコーディネーター役となる事務局を、民間委託して行えば、協働事業は飛躍的に発展していくものと考えます。各支所の事務局同士でも、連携するための会合を持つなどして協力すれば、支所横断的な問題の解決にもつながっていくと思います。

たとえば、プロの演奏家や芸術家、スポーツ選手などで、こどもたちにプログラムを提供したいので、保育園や幼稚園、学童クラブなどで機会をいただけないか、という相談は、頻繁に受けます。こうした人たちのリスト化し、うまく必要としている施設とつないであげようなコーディネート役が絶対に必要だと思えます。子ども関係の分野に限らず、高齢者支援でも、地域コミュニティづくりでも、まちづくりでも、すべての分野で民間の力が必要になっています。真の協働とは、区の決めた事業がまずありき、ではなく、民間のニーズとニーズをつなぐことで新しいものを生み出していく、というものではないでしょうか。

これだけ、保育需要がひっ迫し、子供たちが園庭もないオフィスビルの一角にある保育園に押し込められている状況の中、園庭付きの恵まれた保育施設のワンフロアが、ほとんど利用のない「区民協働スペース」に占められている状況を、多くの保護者が不審に感じている現状を理解していただきたいと思えます。区民協働スペースが本当にこれだけの室数必要なのか、再度、見直しをしていただきたく要望いたします。

区民協働スペースは、地域の皆さんが、区と協働して行う地域課題解決のための活動や、公共的、公益的な活動を行う団体が無料で利用できる場所で、現在、区内に12か所あります。

区民協働スペースの有効利用については、現在、区民センターやいきいきプラザ等をお使いの利用可能団体への周知や利用可能団体の拡大について、協働推進会議等で検討を進めております。

今後とも、区民協働スペースの利用については、わかりやすい周知を行うとともに、地域の課題解決のための活動又は公共的もしくは公益的な活動を行う団体との協働の推進にさらに努めてまいります。

区民協働スペースの利用予約の電子化については、区民協働スペースを利用できる活動等に一定の制約があるため考えておりませんが、今後、区役所内外に協働の意義をさらに周知し、各地区総合支所協働推進課、地域振興課が相談を受けた結果、区民協働の芽を育てる視点も含めて区民協働スペースを活用していきます。

区内のNPO団体の情報を一元的に提供することは、団体同士の連携を強化するうえでも効果的です。港区NPO活動助成金の申請のあった団体や協働に関するパネルディスカッション、交流会などの機会を捉えて、情報を収集し、発信する仕組みを検討していきます。

区では、各地区総合支所協働推進課、地域振興課が相談窓口、コーディネーター役を務めています。特に、各地区総合支所では企業や学校などと連携し、地域に根付いた特色のある協働事業をそれぞれ展開しています。

民間委託によるコーディネートは考えていませんが、各地区総合支所協働推進課と地域振興課が綿密に連携しながら情報の共有を図ってまいります。

③窓口ワンストップサービスについて

1) 窓口ワンストップサービスの促進を（継続）

マイナンバー制度の通知が始まりましたが、住民サービスの向上と行政事務の効率化につなげるべく早期の体制づくりを要望します。また、マイナンバー制度を活用して、窓口のワンストップサービスを実現してください。

区では、マイナンバー制度にかかわらず、総合支所に来庁された区民の皆さんが、窓口を移動することなく複数の手続や申請をすることができるよう、窓口体制の工夫等に努めております。

今後も、総合支所の窓口で、より多くの手続や申請ができるよう、総合支所の身近な区民サービスの拠点としての機能を一層充実させるとともに、総合支所のレイアウトの工夫等によりワンストップサービスを推進し、利用者の利便性の向上に取り組んでまいります。

④自治体間交流について

1) 自治体間交流の推進を（継続）

災害対策や環境保全といった、一面的に限定された目的のために結ぶのではなく、より効果的な「複合型の自治体間連携」を進めて欲しいです。これまでの関係をより発展させる形で、平時から継続的な連携体制を取っていくのはいかがでしょうか。その際、他の自治体の事例を見習うとともに、職員の課や担当を超えた横断的な組織を設け、分野にとられない複合的な連携を目指すなど、双方にとって効率的な体制であるのが望ましいと考えています。

区は、各総合支所を中心に、歴史上のつながりや住民同士の交流から始まった全国各地域との関係を、商店街同士のつながりや災害時の助け合いに発展させるなど、幅広い視点で自治体間相互の連携・交流に取り組んでいます。

平成28年1月に策定した「港区まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、基本目標の第一に「港区と全国各地の自治体がともに成長・発展し、共存・共栄を図る」を掲げました。

平成 28 年 4 月から、自治体間連携を推進する専管組織を設置し、これまでに築いてきた全国各地域との関係を他の分野にも広げていくよう積極的に取り組んでいます。

今後も、専管組織が自治体間連携の総合的な窓口となり、様々な分野で、互いが持つ地域資源やまちの魅力を生かしながら、全国各地域との交流・連携を強化することで、相互の活性化や、区民生活を豊かにしていくことを目指してまいります。

今後も、専管組織が自治体間連携の総合的な窓口となり、様々な分野で、互いが持つ地域資源やまちの魅力を生かしながら、全国各地域との交流・連携を強化することで、相互の活性化や、区民生活を豊かにしていくことを目指してまいります。

⑤町会・自治会について

1) 町会・自治会の支援を

今、全国的に町内会の加入率の低下が問題視されています。実際に、20 年前に 7 割近くであった町内会の加入率は 2 割まで減少しています。町会の数は 20 年間で 30 万以上減りました。それでも、朝日新聞デジタルの調査によると、「町内会や自治会が必要」または、「どちらかといえば必要」と答えた人が半分以上いました。一方、今後求めるものとしては、「子ども会や女性・高齢者の集まりなどの性別・世代別代表性のものや、福祉や防災などの課題別のものをつくってほしい」、「住民一人ひとりが参加する意義・楽しみを感じる活動体としての機能が欲しい」、「多世代交流から知恵を結集し、その有機的な展開により、コミュニティ・ビジネスを創出し、コミュニティ・ガバナンスを構築できる自治会であってほしい」といったものがありました。町会・自治会は必要だと感じていても、今の機能には必ずしも満足していないという現状があります。港区においても、町会や自治会が区内に住むどんな人にとっても魅力がある活動にするためにアップデートしていく必要があると考えます。

東京都の三鷹市などにある「住民協議会」は、市民によって運営される組織です。三鷹市は、市内を 7 つのコミュニティ住区に分け、各住区に市民が利用できる複合施設であるコミュニティ・センターを建設しました。そこでは、住区内の団体や個人から選出された委員により構成された住民協議会が指定管理者として、施設の管理・運営を行い、市民自治の地域づくりを行っています。住民協議会によって行われているのは、それぞれの協議会の特色を生かしたイベントです。高齢者による生花教室や、子供たちの野球教室など、所属メンバーの特色を活かしたものを実施しています。伊賀市でも、2004 年の合併で誕生した際につくった「自治基本条例」で住民自治協議会の設置を盛り込み、38 地区のうち 37 地区で発足しました。住民自治協議会は行政に施策などの提案ができ、同市が地区に「重大な影響が及ぶ」事業などを実施する際は、住民自治協議会の同意を得る必要があることなどを定めています。

そこでこれらを参考に、港区でも町会や自治会の機能を強化し、そこに予算と権限を与えること検討してみてもと思います。建設予定の公園や公共施設のデザイン策定、また地域の建築物の仕様やデザインのあり方を決定する権限などを付与するのも良いかもしれません。将来的には行政と町会・自治会をつなぐような住民主体の中間組織を設けることを念頭に置きつつ、まずは広域の町会・自治会の合同のミーティングを開き、一部機能の統合などを行っても良いかと思えます。

地域コミュニティの要となっている町会・自治会の活動は、いきいきとした住民同士のふれあいや地域の助け合いを生み出し、まちの防災対策や生活安全、環境美化、高齢者や子どもたちの見守りの充実にもつながっており、町会・自治会活動を支援することは大いに意義のあるものと考えています。

区は各総合支所をコミュニティ活動の拠点として位置づけ、地域の課題を区民と区が一体となって解決できる仕組みをつくり、総合支所において町会・自治会をはじめとした住民組織に対し、きめ細かな支援を行う体制を整備しております。また、「町会・自治会加入促進リーフレット」や「広報みなと」、「港区ホームページ」、さらに各総合支所が発行している「地域情報誌」等を通じて、町会・自治会などの住民組織の活動を紹介することで、その活動への理解を深め、地域みなさんに住民組織への積極的参加を呼びかけてまいりました。

また、区では、総合支所が身近な課題を解決できるよう、予算を始めとする権限を強化し、町会・自治会をはじめ、地域で活動する多様な主体との連携と取組への支援を強化してきました。総合支所の地域事業の実施や地区版計画の策定においては、区民参画組織から貴重なご提言をいただいております。

区政運営においても、地域の多くの活動主体から各種計画策定や事業の実施に際して、企画段階から、みなとタウンフォーラムやワークショップなどを通してご提言をいただき、施策への反映を図っております。

また、平成 26 年 3 月に策定した「港区区民協働ガイドライン」に基づいて、さらに協働を推進するための仕組みの検討を進めております。今後とも、町会・自治会をはじめとする地域のコミュニティ活動の活性化に向けて、各総合支所を中心に積極的な支援を行ってまいります。